

## Ⅱ 構想条件の把握

### 1. 市川市のスポーツ及び環境関連施策

#### (1) 市川市スポーツ振興基本計画（平成19年3月）

##### 1) 計画の目的

心の豊かさや生活の質の向上を求める時代にあたって、文化・スポーツ活動やボランティア\*活動などを含めた生涯学習活動は、一層その重要性を増しています。

平成12年に国のスポーツ振興基本計画が策定され、全国的にスポーツ振興の動きが活発化しています。また市川市では、WHO\*憲章の精神を尊重した「健康都市いちかわ」宣言を行い、市民の健康を確保する施策を積極的に展開しており、その中でスポーツ振興の重要性を訴えています。

本市のスポーツ振興基本計画では、国の計画や市の上位・関連計画を踏まえ、また市民意識調査、作業部会などにより市のスポーツに関する現況・課題把握を行うことによって、市川市のスポーツ振興を総合的、長期的に実施していくことを目的とします。

##### 2) 計画の期間

平成19年度から平成28年度までの10年間

##### 3) 基本理念

### 健康で、ふれあい生まれるスポーツのまち、市川

- 「健康都市宣言」を行った市川市では、市民の健康づくりに積極的に取り組んでおり、その一環としてスポーツ振興を推進しています。
- スポーツは、競技種目や活動のレベルの内容にかかわらず、身体を使った運動全てを含み、市民が、いつでも、どこでも気軽にスポーツを行うことができるものと考え、人と人との交流に大きな役割を果たすと考えます。
- 「健康」、「ふれあい（交流）」をスポーツ振興のキーワード\*と捉え、「健康で、ふれあい生まれるスポーツのまち、市川」を計画の基本理念とします。

健康

市川市の  
スポーツ振興

ふれあい  
(交流)

##### 4) 計画の基本方針

###### 基本方針1

人づくり

スポーツ振興により、自己実現、生きがいづくり、健全な心身の育成、競技レベルの向上といったことから、市民一人一人の人づくりを目指します。

###### 基本方針2

組織づくり

スポーツ振興により、活動の場の増加や、種目の多様化を支え、人と人との交流を生む組織づくりを目指します。

###### 基本方針3

地域づくり

スポーツ振興により、地域間、世代間交流の促進、コミュニティ\*の活性化や地域イメージの向上といった地域づくりを目指します。

## 5) 計画の基本目標

### 1. スポーツをする空間・場所の確保、充実

市としての今後のスポーツ施設の整備方針を検討し、スポーツ施設の新設、既存施設の再整備を推進します。また学校開放の充実や、身近な場所・空間の有効活用の推進を図ります。

### 2. スポーツ団体・クラブの育成

誰もが気軽に参加できるスポーツ団体・クラブの育成に向け、従来型の組織の充足に加え、総合型地域スポーツクラブ\*の育成・設立の推進を図ります。

### 3. スポーツを支える人材の育成・確保

スポーツ指導者や、スポーツクラブ・団体、スポーツ施設、各種イベントの管理・運営を行う人材など、スポーツを支える人材の確保・育成を図ります。

### 4. スポーツ機会の創出

年齢や、個人の趣向、体力にあわせたスポーツイベント・教室等の実施、スポーツプログラム\*の開発の検討を行います。

### 5. スポーツ情報の収集・提供

各担当課に散らばっているスポーツに関する情報の一元化を図り、webサイト\*、広報誌などの情報の充実を行います。

### 6. スポーツ競技力の強化

ジュニア選手の発掘・育成、指導者の確保・育成、スポーツ医・科学の推進、スポーツ施設・設備の整備などにより、スポーツ競技力の強化を図ります。

## 6) 重点施策

### 重点施策①

#### 公共スポーツ施設の整備

公共スポーツ施設の整備が求められています

- 新たなスポーツ施設整備の需要が高くなっている
- サッカーや少年野球などの単一種目専用のスポーツ施設が不足している
- 多目的なスポーツ広場整備の需要がある
- 市の北東部は、他地区と比較し、スポーツ施設の種類や数が少なくなっている
- 既存スポーツ施設の老朽化がみられる

### 重点施策②

#### 総合型地域スポーツクラブの育成

### 重点施策③

#### スポーツ指導者の育成と確保

(2) 市川市スポーツ振興基本計画 第3次事業計画 (平成26年3月)

1) 事業計画の位置づけ

事業計画は、「健康で、ふれあい生まれるスポーツのまち、市川」を目指して、「基本計画の基本的な方針・目標」等に基づき、具体的な施策を体系的に明らかにしたものです。

2) 第3次事業計画の計画期間

平成26年度から平成28年度までの3年間

3) 第3次事業計画における主な取り組み

1. 公共スポーツ施設の整備

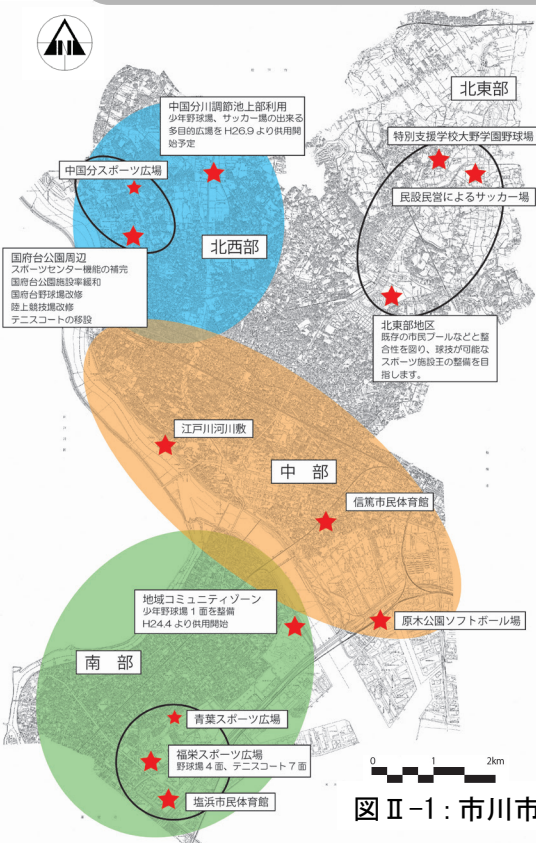
市内を4つのゾーン\*に分け、それぞれのゾーンの既存スポーツ施設や人口構成などの地域特性や市民ニーズに配慮しながら、各ゾーンのスポーツ振興の拠点となる施設整備を進めていきます。第3次計画期間においては、北東部ゾーンを重点的な施策として、整備の検討を図ります。

2. 総合型地域スポーツクラブの育成

健康づくりや、多世代間の交流など、各ゾーンの地域住民のスポーツ活動の基盤として、総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。

3. スポーツ指導者の育成と確保

市川市公認スポーツ指導者制度をはじめとした指導者の育成を重視し、様々な種目・対象者に対応できる指導者の充実を図ります。



表Ⅱ-1: 4つのゾーンとスポーツ施設・スポーツをする空間・場所

北東部ゾーン	北方、大野、柏井地域で大柏川流域ゾーン 市民プール、柏井キャンプ場、柏井少年野球場、県特別支援学校市川大野高等学園
北西部ゾーン	国府台、国分地域で江戸川を含むゾーン 市川市スポーツセンター、中国分スポーツ広場、国分川調節池緑地
中部ゾーン	高谷、本行徳地域で江戸川を挟むゾーン 信篤市民体育館、クリーンスパ市川*屋内プール、地域コミュニティゾーン、江戸川河川敷
南部ゾーン	福栄、新浜地域で海浜部を含むゾーン 塩浜市民体育館、福栄スポーツ広場 青葉少年スポーツ広場

図Ⅱ-1: 市川市スポーツ振興基本計画 施設整備配置

(3) 市川市都市計画マスタープラン（平成 16 年 3 月）

「市川市都市計画マスタープラン」は、「市川市総合計画」に示された将来都市像『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』を具体化していくための都市づくりの基本的な方針となるものであり、北東部地域もこの計画に基づき都市づくり・まちづくりが進められている。

1) 全体構想

①計画の位置づけ

市川市総合計画に掲げている将来都市像を具体化していくための都市計画分野における基本的な方針であるとともに、再開発・交通・防災・水や緑・景観等の部門別計画に対する総合的な指針となるものです。

②目標年次

概ね 20 年後の平成 37 年（2025 年）

③全体構想

**ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ**

④都市づくりの目標

- 活力・住みやすさを持つ  
バランスのとれた魅力ある都市づくり
- 歴史・文化・自然を活かし  
潤いと安らぎのある都市づくり
- 都市基盤が整い  
安全に安心して暮らせる都市づくり
- 都市活動や日常生活を支える  
交通環境の充実した快適な都市づくり
- 市民・事業者、行政の  
協働によるまちづくり



図 II-2：将来都市構造図



2) 地域別構想・北東部地域

①将来像

里山や農地の自然環境に触れ合い、  
街道沿いの歴史と文化を大切にして活気を育み  
水辺の環境で集い、交流する北東部のまち

②目標

- 豊かな自然環境を大切に育むまちづくり
- 自然や歴史と共生した住みやすいまちづくり
- 歴史と芸術、文化を大切にした活気のあるまちづくり
- 誰もが安心して住み続けられる優しいまちづくり
- 多世代が交流するコミュニティのあるまちづくり

③地域づくりの方針・将来構造

□地域資源の活用

- 葛飾八幡宮や中山法華経寺、駒形大神社等、地域の歴史的・文化的特徴を活かした歴史・文化の拠点の形成
- 樹林や谷津、黒松、風致地区、生産緑地等の維持・保全
- 大町公園や(仮)葛南広域公園を核とし、谷津や斜面緑地等の特色やレクリエーション機能を活かした緑の拠点の形成
- 大柏川第一調節池を活用した水辺の拠点づくりと、スポーツ・レクリエーション活動の場づくり
- 大柏川と真間川、派川大柏川を活かした「きれいな水と緑の環境（生活・環境帯）」の形成

□魅力ある景観の形成

- 本八幡駅周辺の賑わいと魅力にあふれた都市景観づくり
- 大町地区の「ナシ街道」を活用した農環境と調和する街並みづくり
- 市川大野駅から南大野周辺の斜面緑地や大柏川等の環境と調和する街並みづくり

□快適・活力ある住環境の整備

- 本八幡駅周辺の商業地、自然環境と共生する住宅地、豊かな自然と農地等、地域の特性を活かした土地利用
- 北部の優良農地や樹林地が広がる調整区域の開発抑制
- 京成本線沿線や地域中央部の建物が密集した市街地の防災性及び住環境の改善
- 黒松が残る京成本線以北における歴史的資源の保全等による潤いとゆとりある住宅地の形成

□安全で安全な住環境の形成

- 大町公園、(仮)葛南広域公園、市川東高校等の広域避難場所等の防災機能の充実
- 狭い道路のある若宮・宮久保・八幡地区等における地域の良さを活かした防災機能の向上
- 大柏川や大柏川第一調節池等の整備と下水道の整備

□暮らしを支える交通環境の形成

- 国道14号、(都)3・4・18(浦安鎌ヶ谷線)、木下街道、旧市川松戸有料、本八幡駅前通り等の整備
- 京成本線と主要な道路の立体交差化と本八幡駅周辺のバリアフリー化

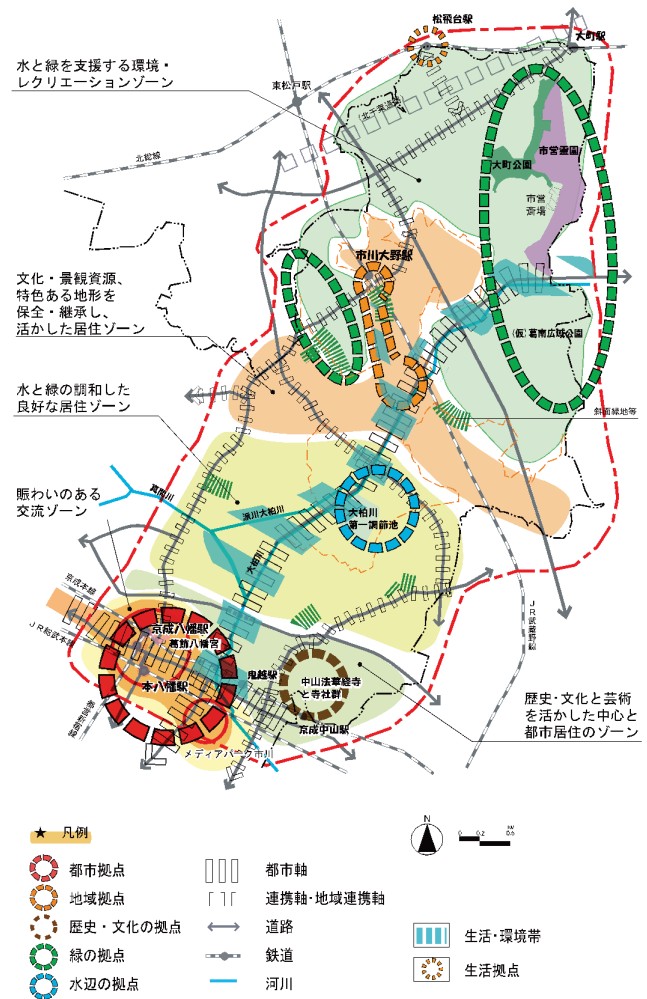


図 II-3: 北東部地域将来構造図

(4) 市川市みどりの基本計画（平成 16 年 3 月）

1) 計画の目的

本計画は、緑地\*の保全\*及び緑化の推進を総合的かつ計画的に取り組むための計画です。貴重な緑地を保全し、潤いや安らぎのある新たな公園・緑地の整備に向けた基本的な方策を定めるものです。

2) 計画の目標年次

平成 37 年（2025 年）の 21 世紀の第 1 四半世紀

3) 基本理念

人と緑とのかかわりを大切にする

4) 緑の将来像

潤いと安らぎあふれる緑豊かなまち

5) 基本方針

1. 生態系\*に配慮して地域の緑を守り活用します
2. 魅力ある都市公園\*を創出します
3. 公共施設の緑を増やします
4. 民有地の緑を増やします
5. 水と緑のネットワーク\*を形成します
6. 緑のパートナーシップ\*を推進します

6) 北東部の公園施策の方針

表Ⅱ-2：都市公園の整備

施策の方針	基本的な施策
大町公園の整備	・湧水や湿地を有する大町公園を中心とした自然環境を保全し、地域の特色ある「緑の拠点」としての公園づくりを推進し、環境学習やレクリエーション*の場としての利用を進めます。
(仮称)葛南広域公園の整備	・「心に残る葛南の里づくり」をテーマに人、水、緑とふれあう場をめざし、レクリエーションにおける世代間の交流、里地・里山*の創出等、市民が自然と触れ合うことのできる環境づくりを千葉県及び船橋市との連携を進めます。
姥山貝塚公園の整備	・歴史・文化的な資源を活かした公園施設の整備拡充とともに、自然環境の保全に向けた適正な維持・管理運営を進めます。
運動公園の整備	市民プールの北部に体育館等を併設した運動公園を整備します。

(5)北東部地域方針図



図Ⅱ-4：北東部地域整備方針図

## (5) 生物多様性\*いちかわ戦略（平成26年3月）

### 1) 計画の目的

本戦略は、自然環境のつながりや人と自然とのつながりの形成に努めると共に、生物多様性の持続可能な利用を地域から進めていくことが必要となり、市川市総合計画に掲げた将来都市像の「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を子どもたちの未来に引き継いでいくため、生物多様性の保全と持続可能な利用の総合的かつ計画的な推進をめざして策定しました。

### 2) 基本理念

「自然と自然」「文化と文化」「人と人」  
「自然と文化と人」のつながりの形成

### 3) 目標年次

2050年：短期目標 2020年まで・中期目標 2025年まで・長期目標 2050年

### 4) 四つの基本戦略と行動計画

#### 基本戦略1：生物多様性の保全・再生（自然と自然をつなげる）

- 地域の核となる自然環境（緑地・樹林地・水辺環境・農地等）を保全していきます。
- 身近な自然環境（都市公園・市街地の緑地・河川・校庭等）の保全再生を図ります。
- 地域本来の生物を保護・再生し、外来生物（アライグマ・ブラックバス・ブルーギル等）による生態系への影響の軽減を図ります。
- 民有地（住宅地・大型店舗・工場敷地・都市農地等）の緑を増やし、保全します。

#### 基本戦略2：豊かな文化と景観の保全・創出（文化と文化をつなげる）

- 地域の伝統ある行事（国府台の辻切り等）を継承していきます。
- 文化的資産や社寺林のある景観を守ります。

#### 基本戦略3：様々な人や組織との協働\*（人と人をつなげる）

- 市民と事業者と行政の協働により、自然環境の保全をおこなっていきます。
- 市民ボランティア活動に参加する市民や事業者のための人材育成をおこなっていきます。
- 生物多様性に関する知識と理解を広めていきます。（市民環境講座・生物多様性調査等）

#### 基本戦略4：生物多様性の持続可能\*な利用（人と自然と文化をつなげる）

- 生物多様性に配慮した都市開発や事業活動、消費活動をおこなっていきます。
- 地球温暖化対策（温室効果ガスの削減・太陽光発電の普及等）に取り組みます。
- 子どもたちが自然や文化と触れ合える機会を増やします。

## 5) 北東部エリアの目標

### □2050年の目標（将来の姿）と取り組み

#### ●目標 1

大町公園は生物多様性の核として保全され、大柏川流域の貴重な生き物や緑と水辺の拠点となっています。また、台地にある農地や周辺の緑地は、大柏川流域の生き物や湧水の供給源となり、大柏川を軸に生き物のネットワークを形成しています。

#### ○実現に向けての取り組み

- ・大町自然観察園を中心とした周辺地域の生物多様性の保全
- ・大柏川を軸として谷津～河川～海への生き物のネットワークの形成
- ・大柏川の水質改善及び周辺の自然環境の保全
- ・大きく広がる優良農地の保全

#### ●目標 2

大町自然観察園や小川再生親子ふれあい農園等では、生き物が豊かで、子どもや大人が自然や農業と触れ合い体験を楽しむ場となります。

#### ○実現に向けての取り組み

- ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保
- ・里山の環境の保全と再生
- ・公園や緑地の市民との協働による管理体制づくり

#### ●目標 3

柏井青少年の森は、いわゆる「雑木林」として生態系に配慮しながら、行政と市民ボランティアと地元住民の協働で保全し、市民のレクリエーションや小中学生が地域の身近な環境を楽しく学べる場となります。

#### ○実現に向けての取り組み

- ・里山の環境の保全と再生
- ・公園や緑地の市民との協働による管理体制づくり
- ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保

#### ●目標 4

大柏川第一調節池及び大柏川は、水辺の環境の特性を活かし、生き物の重要な生息場所として保全され、環境学習や市民に親しまれる水辺の拠点となります。

#### ○実現に向けての取り組み

- ・大柏川第一調節池緑地および周辺の生物多様性の保全と再生
- ・自然環境を利用した安全で身近に生物多様性を学べる場の確保
- ・大柏川の水質改善及び周辺の自然環境の保全

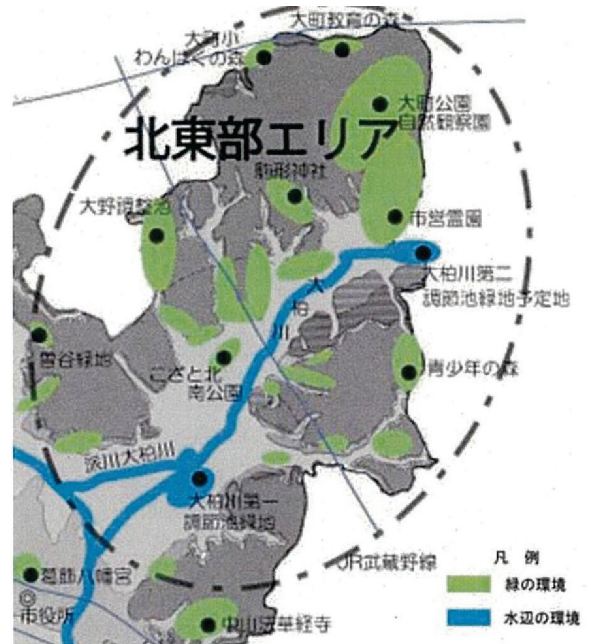


図 II-5：北東部エリアの主な緑と水辺の環境

### □2020年の達成目標

#### ●基本戦略 1：生物多様性の保全・再生

- ・大町公園の生物多様性の回復
- ・私有樹林地の保全
- ・水辺環境の生物多様性の回復
- ・都市農業の振興
- ・河川の生物多様性の回復
- ・子どもたちが体験・体感できる場の形成
- ・在来種の生息環境の保全
- ・外来種の侵入を防ぐ

#### ●基本戦略 2：豊かな文化と景観の保全・創出

- ・自然に根ざした地域文化の伝承
- ・巨樹、巨木の保全

#### ●基本戦略 3：様々な人や組織との協働

- ・市民ボランティア活動への支援体制の推進
- ・花と緑に関する知識と技術の普及
- ・生物多様性に関する情報収集

#### ●基本戦略 4：生物多様性の持続可能な利用

- ・生物多様性に配慮した公共事業の普及
- ・生物多様性に配慮した事業活動の普及
- ・地域の自然や文化に対する理解と普及

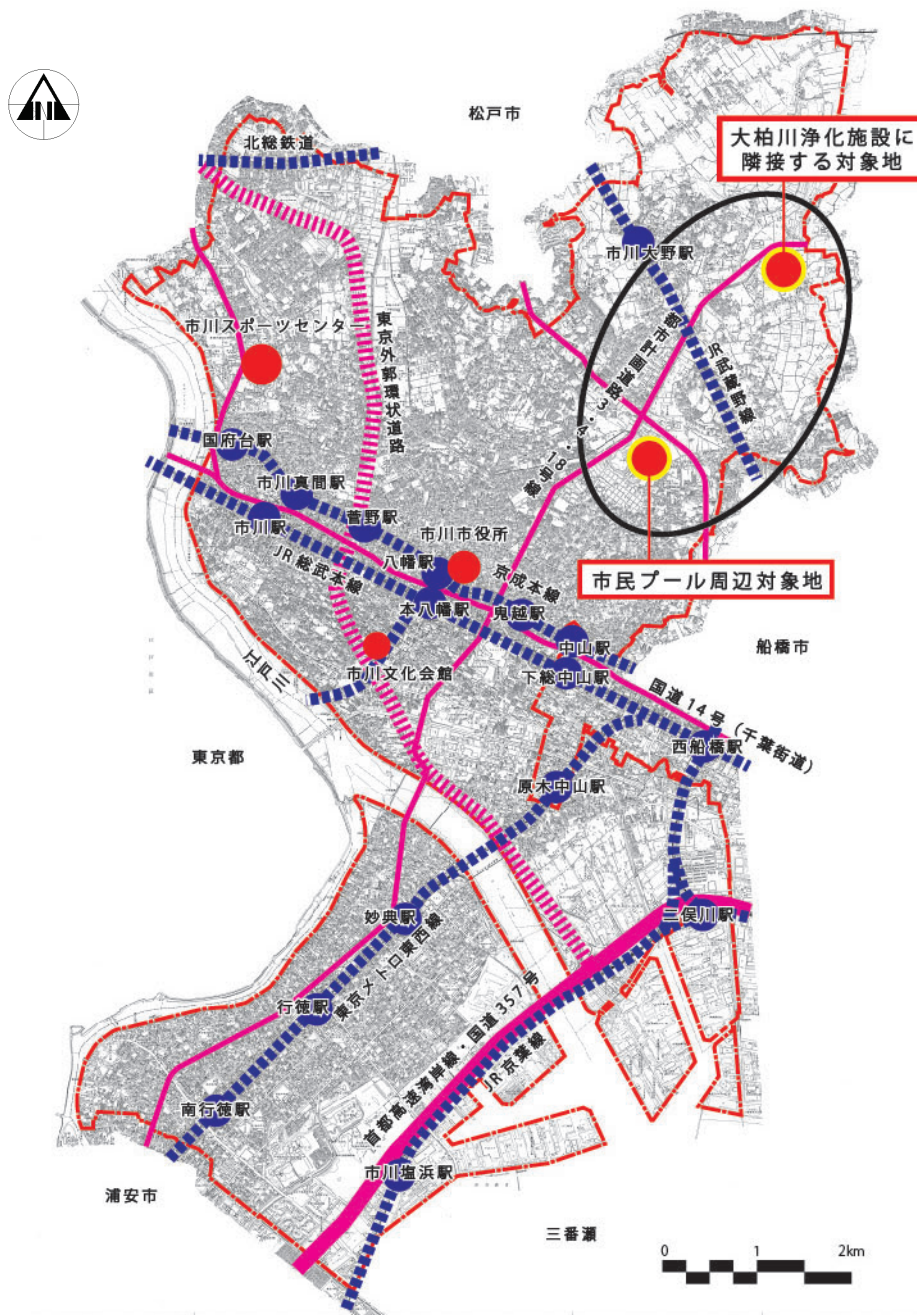


## 2. 現況把握

### (1) 市川市における対象地状況

#### 1) 対象地の位置

- 構想の対象となる候補地は「市民プール周辺対象地」及び「大柏川浄化施設隣接対象地」の2箇所である
- 対象候補地住所  
 市民プール周辺対象地：市川市北方町4丁目2270番地3を含む周辺地  
 大柏川浄化施設隣接対象地：市川市柏井町4丁目287号4地先

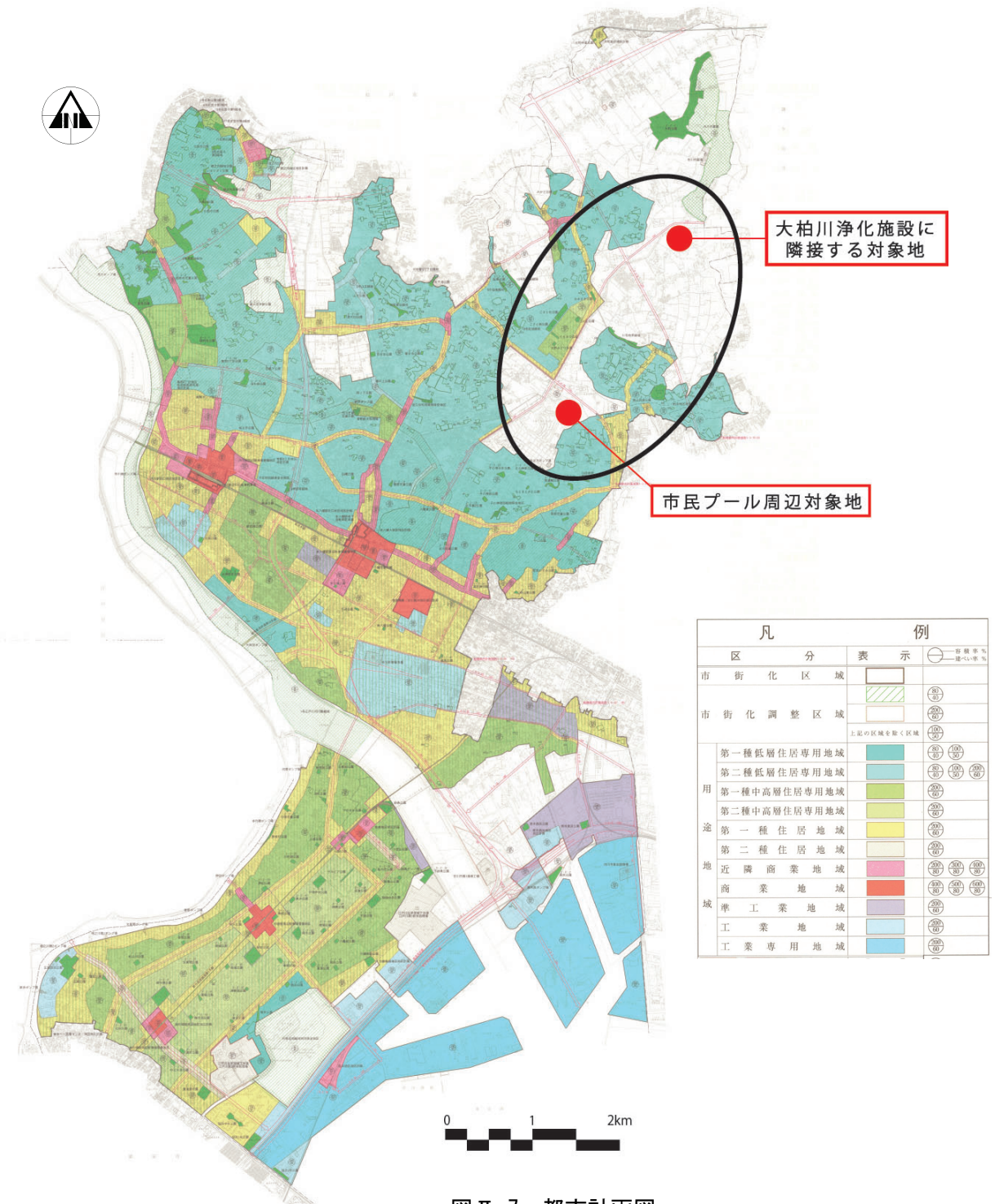


図Ⅱ-6：対象候補地位置図



2) 用途地域

- 候補地及びその周辺は、『市街化調整区域\*』になっている
- また、市民プール周辺候補地南側は、低層住宅が集積する第一種低層住居専用地域\*になっており、大柏川浄化施設隣接候補地の北には、霊園が広がり、市川市動植物園のある大町公園に近接している



図Ⅱ-7：都市計画図

## 3) 交通網

- 候補地は、都市計画道路 3・4・18号に近接している
- 本都市計画道路の完成により、浦安市方面や市川市南部の湾岸地域から本対象地のある北東部へのアクセス\*が格段に向上し、市川市を縦断する大きな道路軸となる
- あわせて、JR 武蔵野線沿線では新駅の設置を含めたまちづくりが検討されており、実現すれば地域活性化の大きなインパクト\*となる

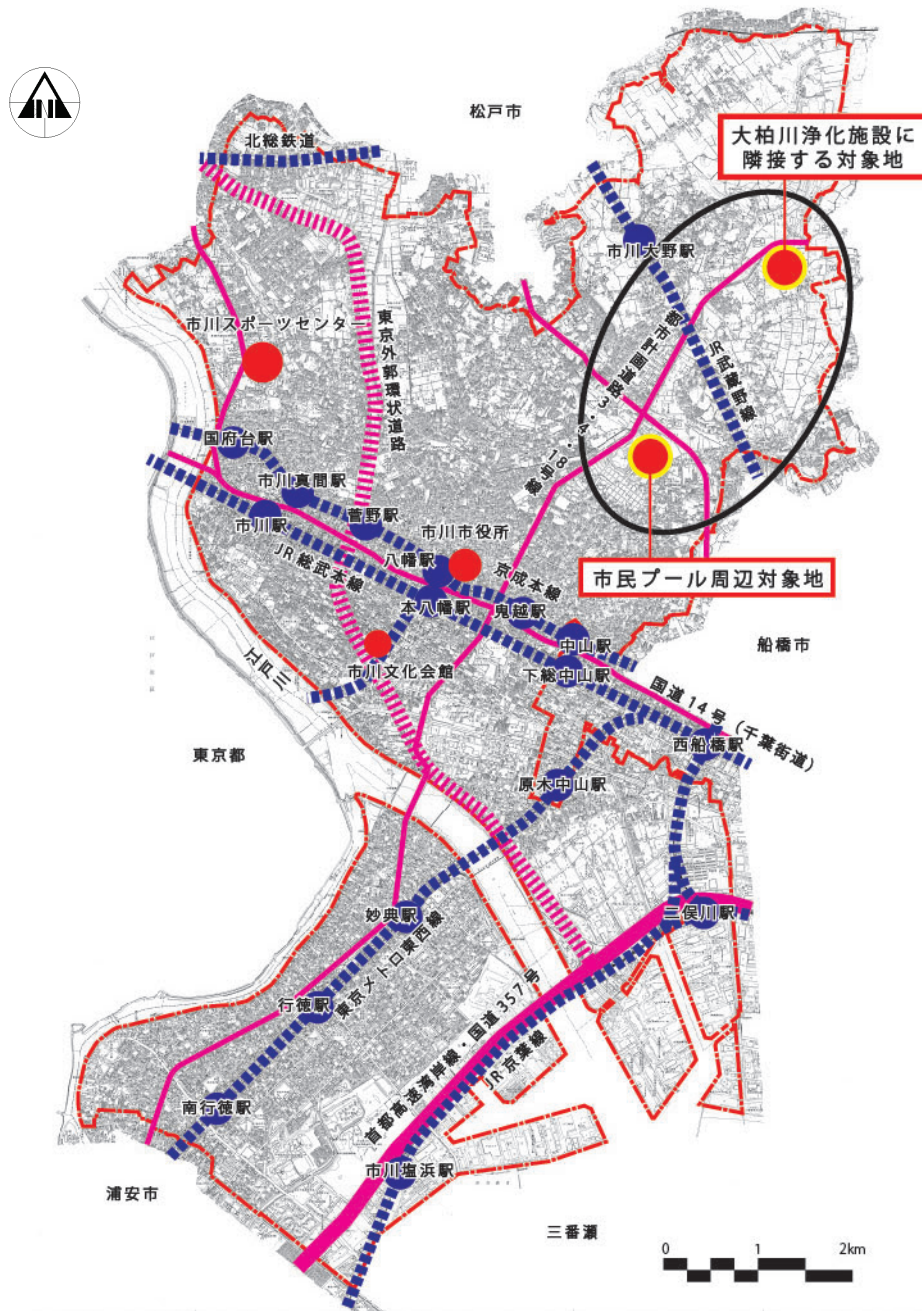
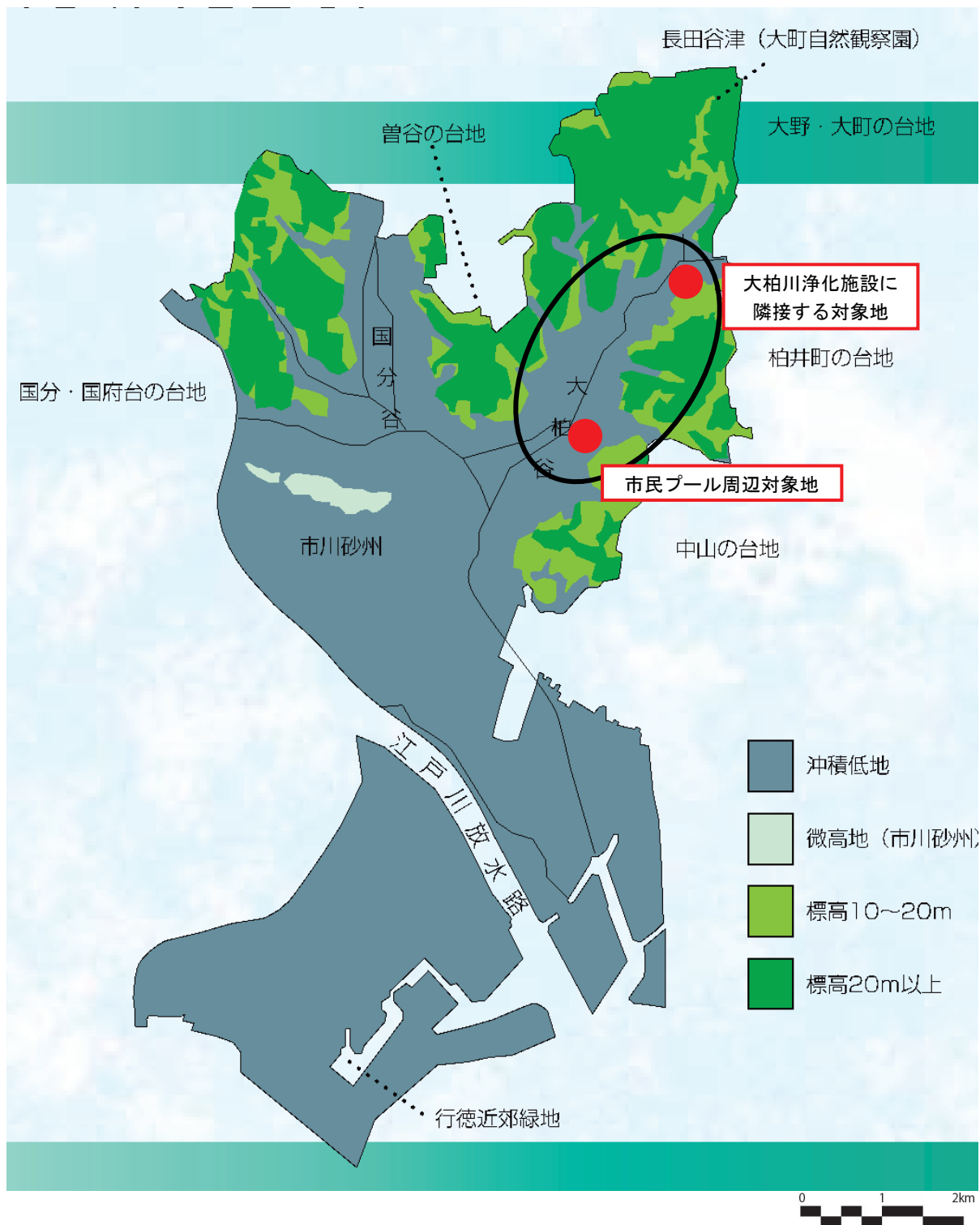


図 II-8 : 主要鉄道・道路網図

4) 地形

- 市川市の地形は、北東側の台地と真間川による谷地、及び、江戸川と旧江戸川沿いの海岸低地に区分される
- 候補地周辺は、北総台地に取り囲まれた大柏谷とよばれる大野・大町台地と柏井町台地に挟まれた谷津地\*で、水田として利用されてきた
- 従って、谷津地として幅は狭いものの、対象地は比較的なだらかな地形となっている



図Ⅱ-9：地形概要図（出典：市川市 環境のはなし）



## 5) ゾーン別人口

- 人口では、南部ゾーンが最も多く、次いで中部ゾーン、北東部ゾーン、北西部ゾーンの順となっており、北東部ゾーンは北西部ゾーンより若干人口は多い
- 65歳以上の人口が占める割合の高齢化率では、北西部ゾーンが最も高く26.1%で、次に北東部ゾーンの23.5%で、南部地区が最も低く13.9%となっている
- 市川市全体では、人口が47.1万人で、高齢化率は19.4%となっており、今後も高齢化が急速に進展するものと考えられる

表Ⅱ-3：地域区分人口（平成26年5月時点）

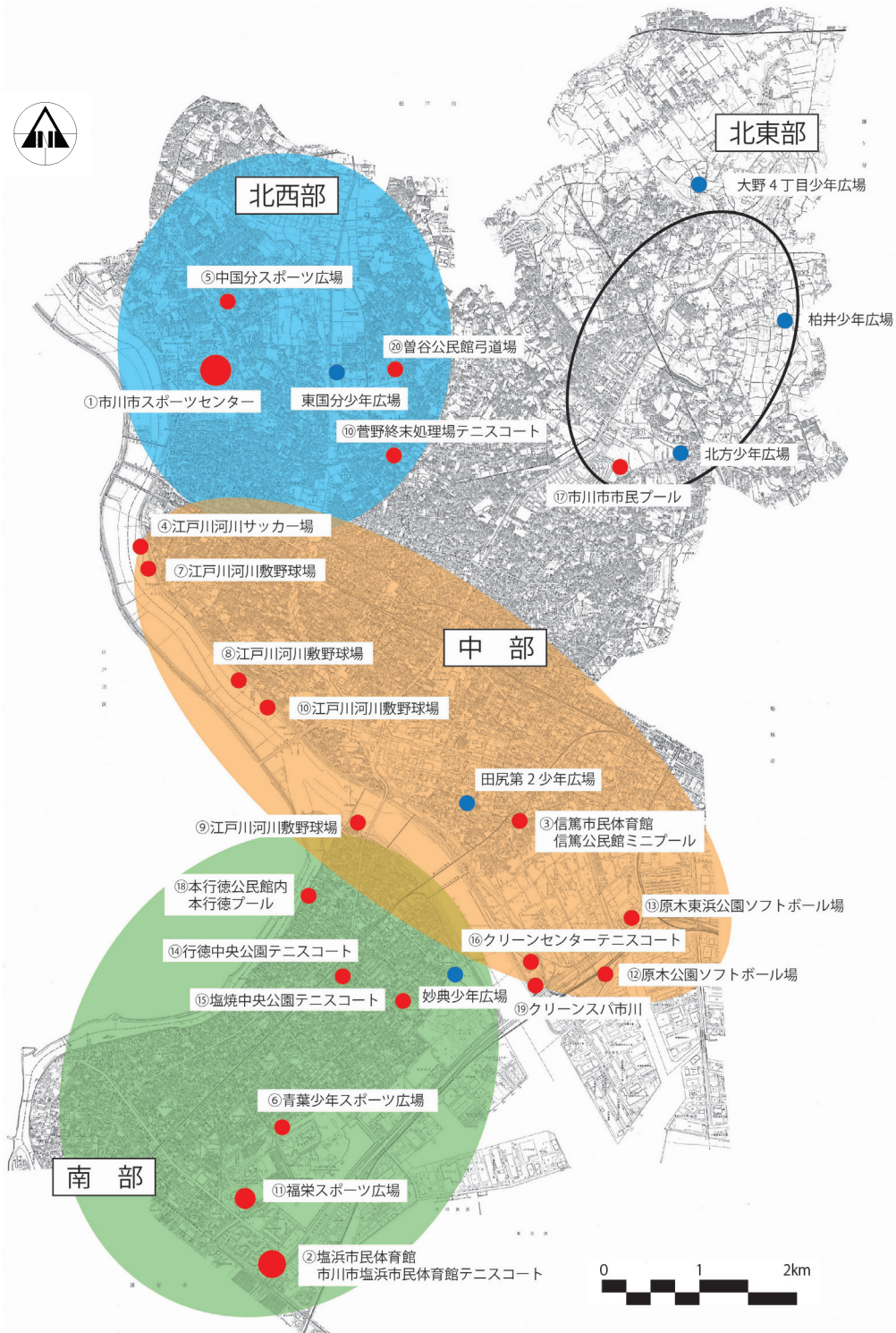
地域区分	人口	男	女	65歳以上 (高齢化率)
北東部	60,169	29,796	30,373	14,151 (23.5%)
北西部	53,053	26,263	26,790	13,824 (26.1%)
中部	171,497	85,361	86,136	37,499 (21.9%)
南部	186,758	98,558	88,200	25,959 (13.9%)
合計	471,477	239,978	231,499	91,433 (19.4%)

表Ⅱ-4：地域区分

北東部	大柏（大町、大野町、奉免町、柏井町、南大野） 宮久保（宮久保3～6丁目、東菅野、下貝塚、北方町4丁目）
北西部	曾谷（宮久保1,2丁目、曾谷、国分1丁目、稲越町、東国分） 国分・国府台（北国分、堀之内、国分2～7丁目、国府台、中国分）
中部	市川（真間、市川、須和田2丁目） 八幡（菅野、平田1,2丁目、八幡3丁目、東菅野1～3丁目、須和田1丁目） 中山（中山、八幡1～6丁目、鬼越、高石神、若宮、北方、本北方） 市川駅南（新田、市川南、平田3,4丁目、大洲、大和田） 本八幡駅南（東大和田、稲荷木、南八幡、鬼高、田尻1,2丁目）
南部	信篤（原木、高谷、高谷新町、二俣、二俣新町、田尻3～5丁目、田尻、東浜） 行徳（加藤新田、高浜町、幸、宝、塩焼、上妙典、本行徳、下妙典、妙典、河原、下新宿、伊勢宿、関ヶ島、千鳥町、塩浜1丁目、入船、日之出、末広、本塩、富浜） 南行徳（南行徳、広尾、島尻、新井、福栄、行徳駅前、新浜、相之川、欠真間、塩浜2～4丁目、香取、湊新田、湊、押切）

6) スポーツ施設・スポーツをする空間・場所

- 市川市のスポーツ施設の配置状況は、北西部と南部ゾーンにスポーツ施設が多く配置されており、中部ゾーンでは市街地エリア\*にスポーツ施設がなく、江戸川沿いや臨海部に施設が配置されている
- 候補地が属する北東部は、相対的にスポーツ施設が少なく、特に体育館やテニスコートなどの施設がない状況にある



図Ⅱ-10：スポーツ施設・スポーツをする空間・場所の配置図



表Ⅱ-5：スポーツ施設・スポーツをする空間・場所の概要

市川市スポーツ施設内容					
種別	番号	名称	住所	施設内容	備考
体育館	①	国府台市民体育館(第一体育館) 市川市スポーツセンター内	市川市国府台1-6-4	ハンドボールコート1面内にバスケットコート2面、ハレーボールコート4面、バドミントンコート8面、卓球26台、観客席1068席	
		国府台市民体育館(第二体育館) 市川市スポーツセンター内	市川市国府台1-6-4	バスケットコート1面内にハレーボールコート1面、バドミントンコート3面、卓球12台	
		国府台市民体育館(柔道場) 市川市スポーツセンター内	市川市国府台1-6-4	柔道 畳敷き(357㎡)	
		国府台市民体育館(剣道場) 市川市スポーツセンター内	市川市国府台1-6-4	剣道 板張り(357㎡)	
		国府台市民体育館(トレーニング室) 市川市スポーツセンター内	市川市国府台1-6-4	トレーニング室 3階(フリーウエイト、筋力トレーニングマシン、エアロバイク等)	
	②	塩浜市民体育館(第一体育館)	市川市塩浜4-9-1	ハンドボールコート1面内にバスケットコート2面、ハレーボールコート4面、バドミントンコート10面、フットサルコート2面、卓球26台、観客席1028席	
		塩浜市民体育館(第二体育館)	市川市塩浜4-9-1	ソフトボールコート1面内にバドミントンコート1面、卓球6台	
		塩浜市民体育館(第一武道場(剣道場))	市川市塩浜4-9-1	剣道 板張り(368㎡)	
		塩浜市民体育館(第二武道場(柔道場))	市川市塩浜4-9-1	柔道 畳敷き(368㎡)	
		塩浜市民体育館(相撲場)	市川市塩浜4-9-1	相撲場(体育館内 306㎡)	
	③	塩浜市民体育館(トレーニング場)	市川市塩浜4-9-1	トレーニング室(フリーウエイト、筋力トレーニングマシン、エアロバイク等)	
		信篤市民体育館	市川市高谷1-8-2	バスケットコート1面内にハレーボールコート2面、バドミントンコート4面、卓球6台	
	競技場	④	国府台陸上競技場 市川市スポーツセンター内	市川市国府台1-6-4	・直線7レーン、曲線6コース1周400mトラック、観客席1300席、夜間照明(日本陸上連盟4種公認)・幅跳び、砲丸投げ、トラック競技等でも使用可
信篤市民体育館(トレーニング室)			市川市高谷1-8-2	トレーニング室(フリーウエイト、筋力トレーニングマシン、エアロバイク等)	
サッカー場・野球場	④	江戸川河川敷(サッカー場)	市川市市川南4丁目地先	サッカー場1面(フルコート土グラウンド)、トイレあり	
	⑤	中国分スポーツ広場	市川市中国分4-25	少年サッカーコート1面:75m×45m、フットサルコート2面:35m×28m(少年サッカーコート1面内)、前面人工芝・防球ネット・夜間照明・更衣室・駐車場・トイレ・水飲み場・ゲートボール・グラウンドゴルフ等でも使用可	
	⑥	青葉少年スポーツ広場	市川市新浜1-26	全面人工芝及び曇間アンターカー仕様、少年野球場1面(右翼48m、左翼71m、HB16m)内に外野にフットサルコート1面(42m×25m)、更衣室、駐車場、トイレ、水飲み場・ゲートボール、グラウンドゴルフ、フットベースでも使用可	
	①	国府台球場 市川市スポーツセンター内	市川市国府台1-6-4	野球(夜間照明設備なし)	
	⑦	江戸川河川敷野球場	1,2号→市川市市川南4丁目地先	野球場8面(バックネット付)、トイレあり	
	⑧		3,4,5号→市川市大洲2丁目地先	野球場4面(バックネット付)、トイレあり	
	⑨		6,7号→市川市大洲2丁目・大和田5丁目		
	⑩		11,12,13号→河原番外地 9,10号→市川市稲荷木2丁目		
	⑪	福栄スポーツ広場野球場	市川市福栄4-32-4		
	⑫	原木公園運ソフボール場	市川市原木2486-3	原木公園内 ソフトボール場1面(右翼68m、左翼70m)、夜間照明、トイレ、水飲み場、少年野球(軟式)でも使用可	多目的広場
⑬	原木東浜公園ソフトボール場	市川市原木2526-8	ソフトボール場1面、夜間照明	多目的広場	
テニスコート	①	国府台テニスコート 市川市スポーツセンター内	市川市国府台1-6-4	テニスコート(ハードコート)3面、クレコート(土コート)3面、砂入り人工芝コート3面	
	②	塩浜市民体育館テニスコート 塩浜市民体育館敷地内	市川市塩浜4-9-1	テニスコート(砂入り人工芝コート1面)	
	⑩	菅野終末処理場テニスコート 菅野終末処理場内	市川市東菅野2-23-1	テニスコート(全天候型ウレタン系2面)、トイレ、駐車場	
		福栄スポーツ広場テニスコート 福栄スポーツ広場内	市川市福栄4-32-4	テニスコート(オムニコート7面)、壁打ちコート2面、トイレ、駐車場、水飲み場	
	⑭	行徳中央公園テニスコート 行徳中央公園内	市川市富浜3-10	テニスコート(全天候型ハードコート3面)、トイレ	
		⑮	塩焼中央公園テニスコート 塩焼中央公園内	市川市塩焼5-6	テニスコート(全天候型ハードコート1面)、トイレ
	⑯	クリーンセンターテニスコート 市川市クリーンセンター内	市川市田尻1003	テニスコート(ハードコート2面)、トイレ、駐車場(有料)、水飲み場	
プール	⑰	市川市市民プール	市川市北方町4-2270	流水プール、子供プール(滑り台付)、幼児プール、50mプール、25mプール、食堂、売店、救護室、更衣ロッカー(100円返却式)、駐車場(無料)500台	
	⑱	本行徳プール 本行徳公民館内	市川市本行徳12-8	25mプール・ミニプール	
その他	⑪	福栄スポーツ広場ゲートボール場 福栄スポーツ広場内	市川市福栄4-32-4	ゲートボール1面(720㎡)、トイレ、駐車場、水飲み場	
	⑲	クリーンスパ市川	市川市上妙典1554番地	プール、天然温泉、ジム、レストラン	
	⑳	曾谷公民館弓道場	市川市曾谷6-25-5	弓道場	

## (2) 市川市のスポーツ動向

### 1) スポーツクラブ等の状況

市川市では、各種スポーツの協会や連盟が加盟している市川市体育協会や地域住民への軽スポーツの指導・普及活動を行っている市川市スポーツ推進委員連絡協議会、総合型地域スポーツクラブである市川スポーツガーデン(Ichikawa Sports Garden:通称 ISG) \*などがあり、スポーツ大会等を通じて、運動・スポーツの普及に努めている。

表Ⅱ-6：市川市の主なスポーツ関連団体

団体名	加盟団体数・委員数	主な団体名
市川市体育協会	37	ソフトテニス連盟 バスケットボール協会 卓球連盟 陸上競技協会 等
市川市スポーツ推進委員連絡協議会	約 100 名 (13 地区に区分)	
市川スポーツガーデン	2	ISG 国府台 ISG 塩浜
市川市少年野球連盟	50	

### 2) スポーツ教室・大会等の状況

市川市では、各団体がスポーツ教室や大会を開催し、スポーツの普及を図っている。また、スポーツを行う人の輪を広げるだけでなく、審判員の育成等、スポーツを支える人の育成も行っている。

表Ⅱ-7：市川市の主な市民スポーツ教室（平成 26 年度）

種別	開催団体名	対 象	開催場所
ス ポ ー ツ 教 室	ソフトテニス連盟	小学 3 年生以上	市川市スポーツセンター
	バスケットボール協会	小学生	塩浜市民体育館
	卓球連盟	小学生～一般	国府台市民体育館
	陸上競技協会	小学 5 年生以上～高校生	市川市スポーツセンター
	バレーボール協会	小学生～中学生	塩浜市民体育館
	剣道連盟	小学生	国府台市民体育館
	フォークダンス協会	一般	国府台市民体育館
	柔道協会	小学生	塩浜市民体育館
	弓道連盟	小学 4 年生以上～一般	曾谷公民館
	テニス協会	中学生以上・一般男女	市川市スポーツセンター
	バドミントン協会	小学 4 年生以上～一般	国府台市民体育館

表Ⅱ-7（続き）：市川市の主な市民スポーツ教室（平成26年度）

種別	開催団体名	対 象	開催場所
ス ポ ー ツ 教 室	ユースホステル協会	一般	長生郡白子町
	フェンシング協会	小学生以上	市川小学校
	空手連盟	小学生以上	アンデルセン幼稚園
	ソフトボール協会	小学4年生以上～一般	原木公園ソフトボール場
	なぎなた連盟	小学生以上	市川小学校
	ハンドボール協会	市内小学生	国府台市民体育館
	市民ゴルフ協会	初級～中級	中山ゴルフセンター
	ボウリング協会	市川市民初心者	本八幡スターレーン
	アーチェリー協会	小学生以上（身長125cm以上等）	曾谷公民館
	ゲートボール協会	一般	市川市スポーツセンター
	ラグビーフットボール協会	3歳～15歳	北方多目的運動広場
	合気道連盟	6歳以上	国府台市民体育館
	ダンススポーツ協会	市川市民	国府台市民体育館
	インディアカ協会	市内在住・在勤者	信篤市民体育館
	バウンドテニス協会	市内在住・在勤者	国府台市民体育館
	野球協会	一般、各連盟・団体、協会審判員	市川市スポーツセンター
	スキー協会	小学生～中学生	猪苗代スキー場
サッカー協会	市内サッカー協会登録チーム	市川市スポーツセンター 他	

表Ⅱ-8：市川市の主なスポーツ大会（平成26年度）

種別	大会名	種 目	開催場所
ス ポ ー ツ 大 会	市川市民元旦マラソン大会	10 km 男子・女子 5 km 男子・女子 2 km 男子・女子 ファミリー2 km ウォーキング 4.9 km	市川市スポーツセン ター周辺
	市川アクアスロン教室 市川キッズアクアスロン大会	高校生以上対象 市内在住小学生対象	市川市民プール 北方多目的運動広場
	バドミントン大会	個人戦・ダブルス戦 等	国府台市民体育館 信篤市民体育館 塩浜市民体育館
	サッカー大会	社会人リーグ 高等学校・クラブユース 中学校・クラブジュニアユース レディース シニア・キッズ フットサル	市川市スポーツセン ター・福栄スポーツ広 場等

表Ⅱ-8（続き）：市川市の主なスポーツ大会（平成26年度）

種別	大会名	種目	開催場所
ス ポ ー ツ 大 会	テニス大会	シングルス・ダブルス大会 ミックスダブルス大会 市川市中学生大会 加盟団体対抗大会	市川市スポーツセンター・福栄スポーツ広場
	卓球大会	オープン・ペアマッチリーグ戦 チームカップ大会 レディース大会 高校生大会 等	国府台市民体育館
	水泳大会	マスターズ水泳大会 水泳競技大会 等	市川市民プール 和洋国府台女子中学校
	バスケットボール大会	中学校大会 高等学校大会 市民大会（男子・女子・シニア）	国府台市民体育館 塩浜市民体育館
	市民体育大会等	陸上競技 卓球 剣道 フォークダンス 柔道 弓道 テニス バドミントン フェンシング 空手道 ボウリング インディカ 等	市川市スポーツセンター 国府台市民体育館 信篤市民体育館 塩浜市民体育館 曾谷公民館 八幡スターレーン 等

## ～スポーツクローズアップ～

## ■市川市民元旦マラソン大会

市川市民元旦マラソン大会は、日本国内で行われている多くの元旦マラソンの中で、永い歴史を持つ全国的に誇れる伝統的な大会である。

この大会は昭和23年以来、市川市立国府台中学校（現・県立国府台高等学校）陸上競技部の冬期訓練として、国府台をスタートし、松戸街道から葛飾橋を渡り、柴又帝釈天を通り、江戸川橋を回って国府台まで12kmで行われていたが、市川市体育協会創立（昭和25年）を機会に、市川市体育協会の行事として取り上げ、昭和26年元旦に第1回大会が開催された。

平成26年で、64回目の大会となり、1,000人近くの参加者があり、市民の体力作り、健康づくり、スポーツへの関心づくり、話題づくりに大きく寄与している。



スタートの様子

\*1

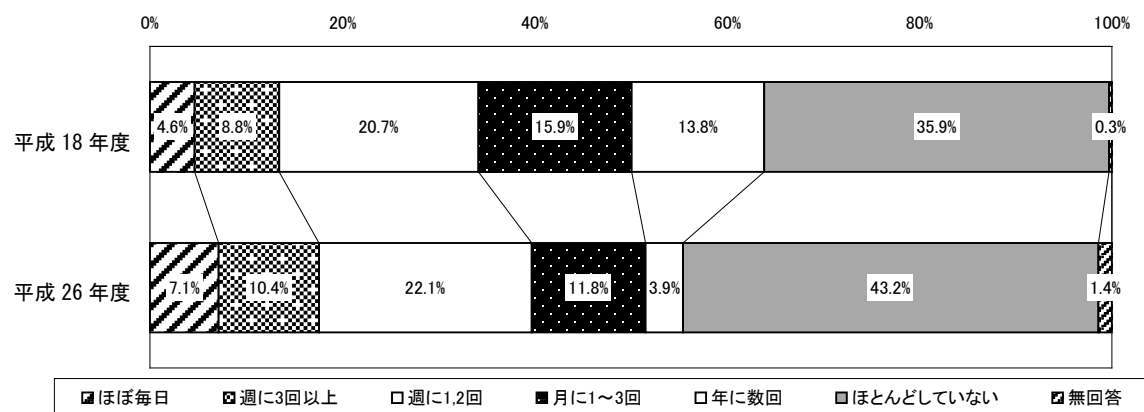
### (3) 市川市民のスポーツ意識

平成18年度と平成26年度に実施されたスポーツに関するアンケート調査から市民のスポーツに対するニーズを把握する。回答者数は、平成18年度調査で1,743人（郵送アンケート：配布数2,000・回収数609〈30.5%〉、webアンケート：回収数1,134）、平成26年度調査で2,402人（郵送アンケート：配布数3,000・回収数1,007〈33.6%〉、webアンケート：回収数1,395）である。

#### 1) スポーツの実施状況

- 平成26年度の調査では、週1回以上スポーツを行っている人の割合が平成18年度の調査に比べ34.1%から39.6%と5.5%増加している
- 一方、スポーツをほとんどしていない人（「年に数回」の回答を含む）の割合は平成18年度調査の49.7%から平成26年度調査の47.1%とわずかに減少している

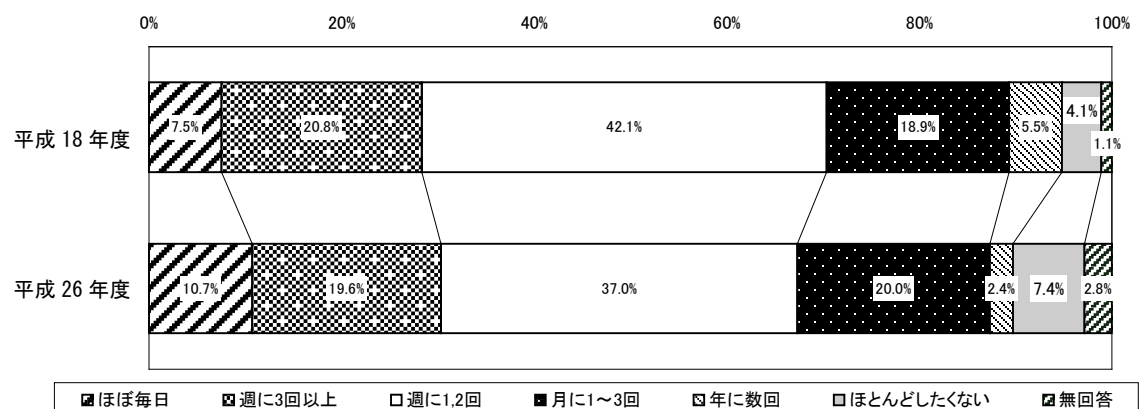
グラフ：スポーツ・レクリエーションの実施状況



#### 2) スポーツの実施意向

- 平成26年度の調査では、週1回以上スポーツを行いたい人の割合が平成18年度の調査より70.4%から67.3%と3.1%減少している
- また、スポーツをほとんどしたくない人（「年に数回」の回答を含む）の割合も、9.6%と9.8%で、ほぼ同じとなっている

グラフ：スポーツ・レクリエーションの実施意向（前回=平成18年度調査 現状=平成26年度調査）



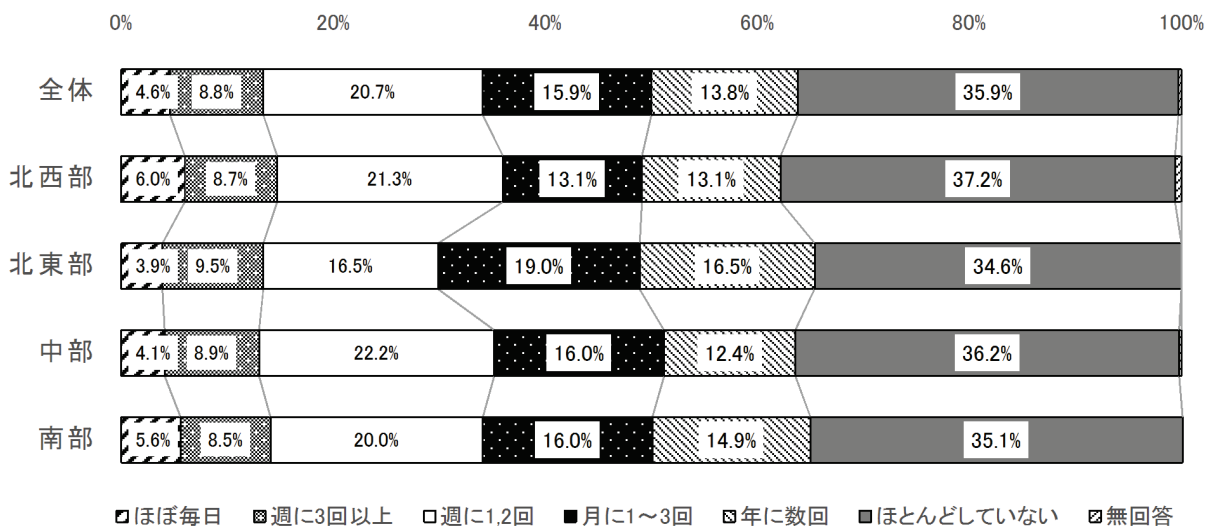


### 3) 地域別スポーツの実施状況

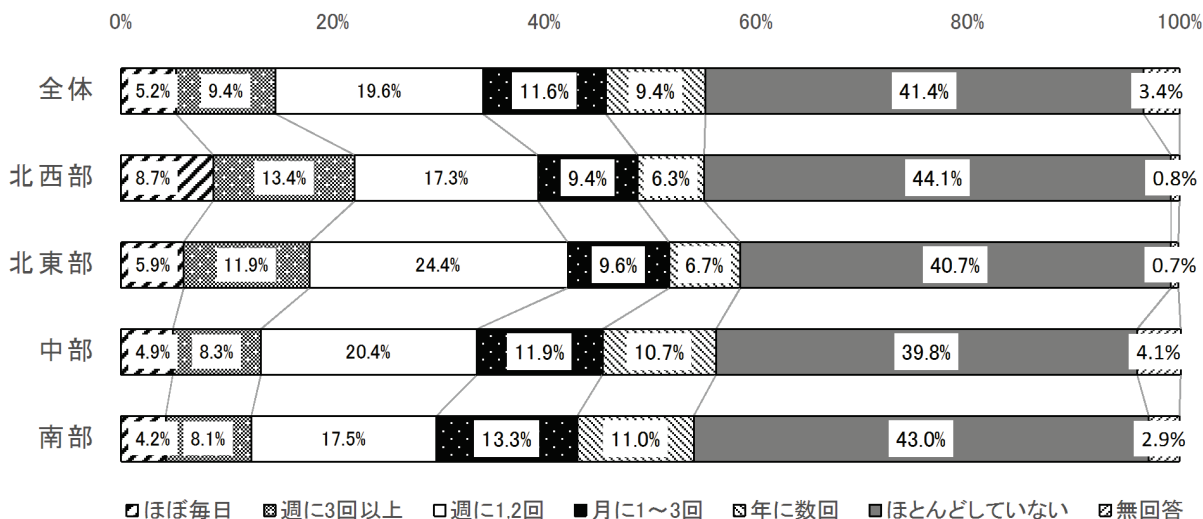
- 市川市北東部に関しては、平成 18 年度の調査で、週 1 回以上スポーツを行っている人の割合が 29.9%であったが、平成 26 年度の調査では 42.2%と 12.3%も増加している
- 一方、スポーツをほとんどしていない人（「年に数回」の回答を含む）の市川市北東部での割合は平成 18 年度調査の 51.1%から平成 26 年度調査の 47.4%と 3.7%減少している
- このことから、運動・スポーツ施設の配置不足ではあるものの、スポーツへの取り組み、健康増進等の意識は高く、諸施設の配置により、なお一層、運動・スポーツに対する意識・実施向上が見込める

グラフ：地域別スポーツ・レクリエーションの実施状況

#### ○平成 18 年度



#### ○平成 26 年度

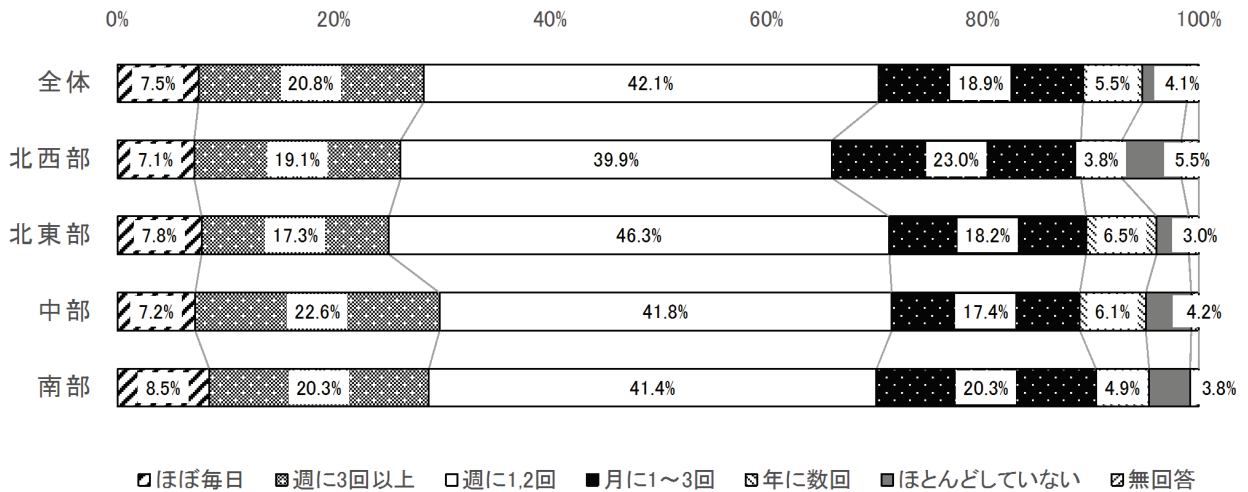


4) 地域別スポーツの実施意向状況

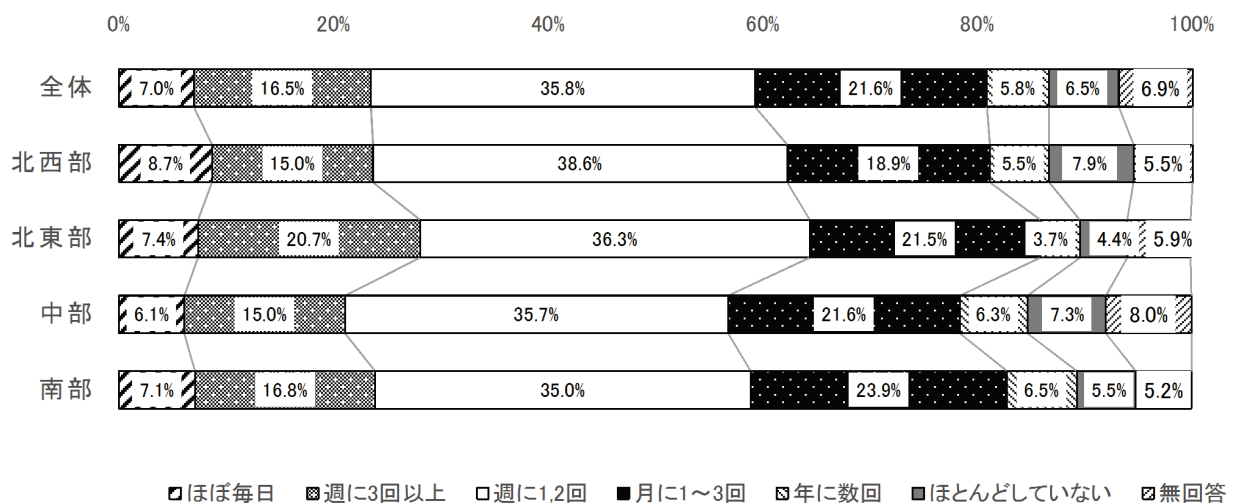
- ・市川市北東部に関しては、平成 18 年度の調査で、週 1 回以上スポーツを行いたい人の割合が 71.4%であったが、平成 26 年度の調査では 64.4%と 7.0%減少している
- ・一方、スポーツをほとんどしない人（「年に数回」の回答を含む）の市川市北東部での割合は平成 18 年度調査の 9.5%から平成 26 年度調査の 8.1%とわずかに減少している

グラフ：地域別スポーツ・レクリエーションの実施意向状況

○平成 18 年度



○平成 26 年度

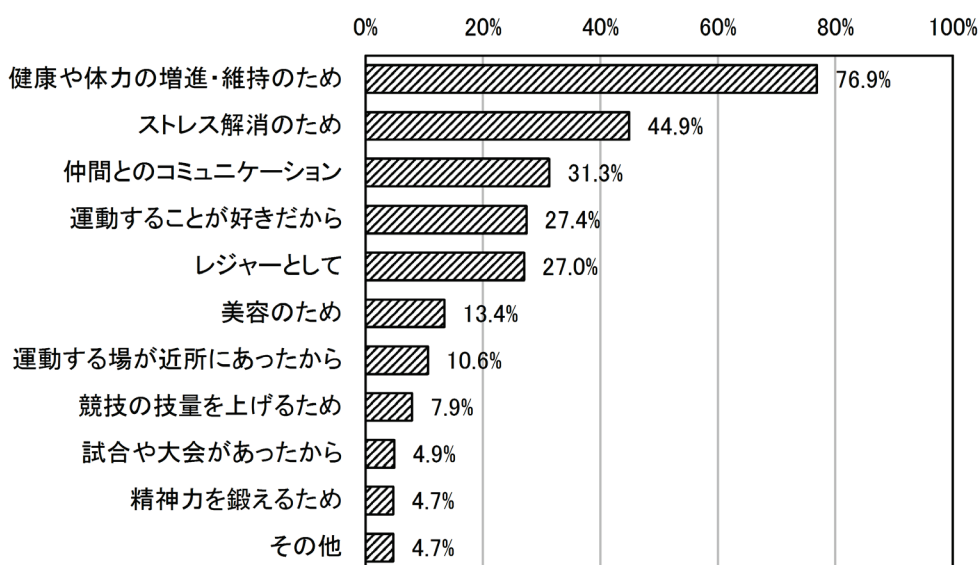


5) スポーツをする理由

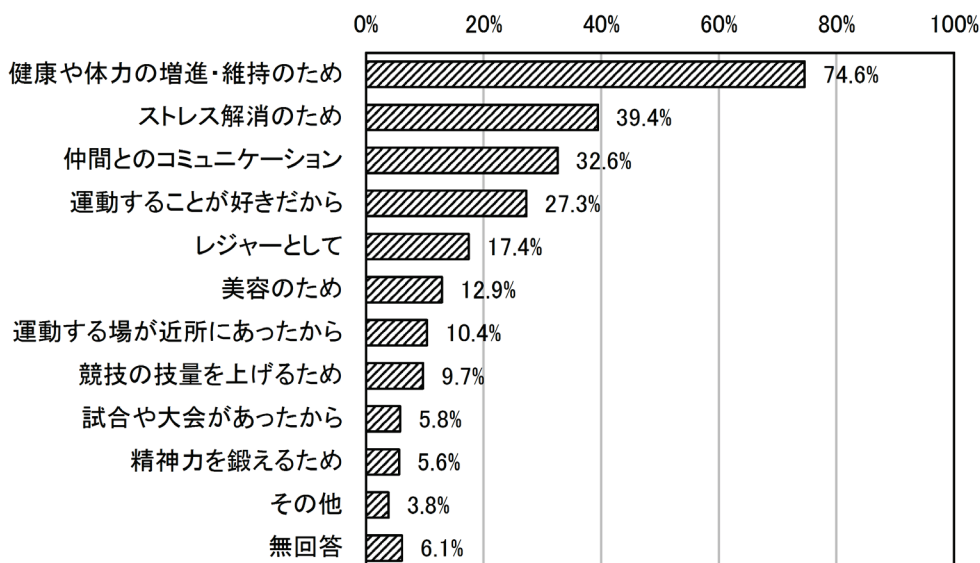
- 平成 18 年度、26 年度の調査とも、上位 3 つは同じで、最も多いのが「健康や体力の増進・維持のため」で、健康に留意している傾向が非常に強いことがうかがえる
- 次に多い目的は「ストレス解消のため」で、スポーツを行うことにより心身のリフレッシュにつなげていることがうかがえる

グラフ：スポーツをする理由

○平成 18 年度



○平成 26 年度



## 6) 行っている、行いたい運動・スポーツ

- 平成 18 年度、26 年度の調査とも、最も多いのが「ジョギング・ウォーキング」で、手軽で自分の自由な時間で行えるスポーツを楽しんでいることがうかがえる
- 実施しているスポーツと今後行いたいスポーツとの比率では、「水泳」が最も高く、「アクアビクス\*・水中ウォーキング」が 5 番目と、プール施設での健康づくりへの市民ニーズが非常に強いことがうかがえる

種目	実施状況		今後の意向		意向と現況の差	
	割合(%)	順位	割合(%)	順位	割合(%)	順位
ウォーキング	29.0%	1 位	32.9%	1 位	3.9%	8 位
ストレッチ	15.3%	2 位	21.2%	3 位	5.9%	6 位
筋力トレーニング	12.9%	3 位	20.0%	4 位	7.1%	4 位
ジョギング・マラソン	9.1%	4 位	12.8%	6 位	3.7%	9 位
水泳	6.6%	5 位	21.3%	2 位	14.7%	1 位
ヨガ	4.6%	6 位	17.8%	5 位	13.2%	2 位
グラウンドゴルフ	3.9%	7 位	5.7%	10 位	1.8%	15 位
アクアビクス・水中ウォーキング	3.3%	8 位	9.2%	8 位	6.0%	5 位
テニス	3.2%	9 位	10.9%	7 位	7.7%	3 位
野球	3.1%	10 位	5.2%	12 位	2.1%	13 位
エアロビクス	2.6%	11 位	3.6%	15 位	1.0%	20 位
卓球	2.3%	12 位	5.4%	11 位	3.1%	10 位
バスケットボール	2.0%	13 位	4.3%	13 位	2.3%	12 位
フットサル	1.9%	14 位	4.3%	13 位	2.4%	11 位
サッカー	1.8%	15 位	3.5%	16 位	1.7%	16 位
バドミントン	1.3%	16 位	6.7%	9 位	5.4%	7 位
パークゴルフ	1.3%	16 位	3.4%	17 位	2.1%	13 位
バレーボール	1.2%	18 位	2.2%	18 位	1.0%	20 位
剣道	0.9%	19 位	1.0%	23 位	0.1%	26 位
ソフトバレーボール	0.5%	20 位	1.8%	20 位	1.3%	18 位
空手	0.5%	20 位	1.8%	20 位	1.3%	18 位
ソフトボール	0.4%	22 位	1.9%	19 位	1.5%	17 位
陸上競技	0.3%	23 位	0.8%	25 位	0.5%	25 位
軽スポーツ(インディアカ、ペタンク等)	0.3%	23 位	1.2%	22 位	0.9%	22 位
ラグビー	0.2%	25 位	0.3%	27 位	0.1%	26 位
柔道	0.2%	25 位	0.2%	28 位	0.0%	28 位
ゲートボール	0.1%	27 位	1.0%	23 位	0.9%	22 位
ハンドボール	0.0%	28 位	0.6%	26 位	0.6%	24 位
その他	16.6%	—	10.4%	—	-6.2%	—
特になし	27.3%	—	9.7%	—	-17.6%	—
無回答	5.9%	—	4.6%	—	—	—

## ～スポーツクローズアップ～

## ■アクアビクス

アクアビクスとは、水中で行うエクササイズのことであり、アクア（水）とエアロビクス（有酸素運動）を掛け合わせた造語。

アクアビクスの水中動作では、一見激しい運動には見えないが、水の抵抗・浮力・水圧・水温と陸上にはない制約条件が多くあり、少しの運動でもエネルギー消費が大きい。アクアビクスをやると心拍数がかなり上昇するため、心拍数や脈拍測定が健康管理に役立つ。

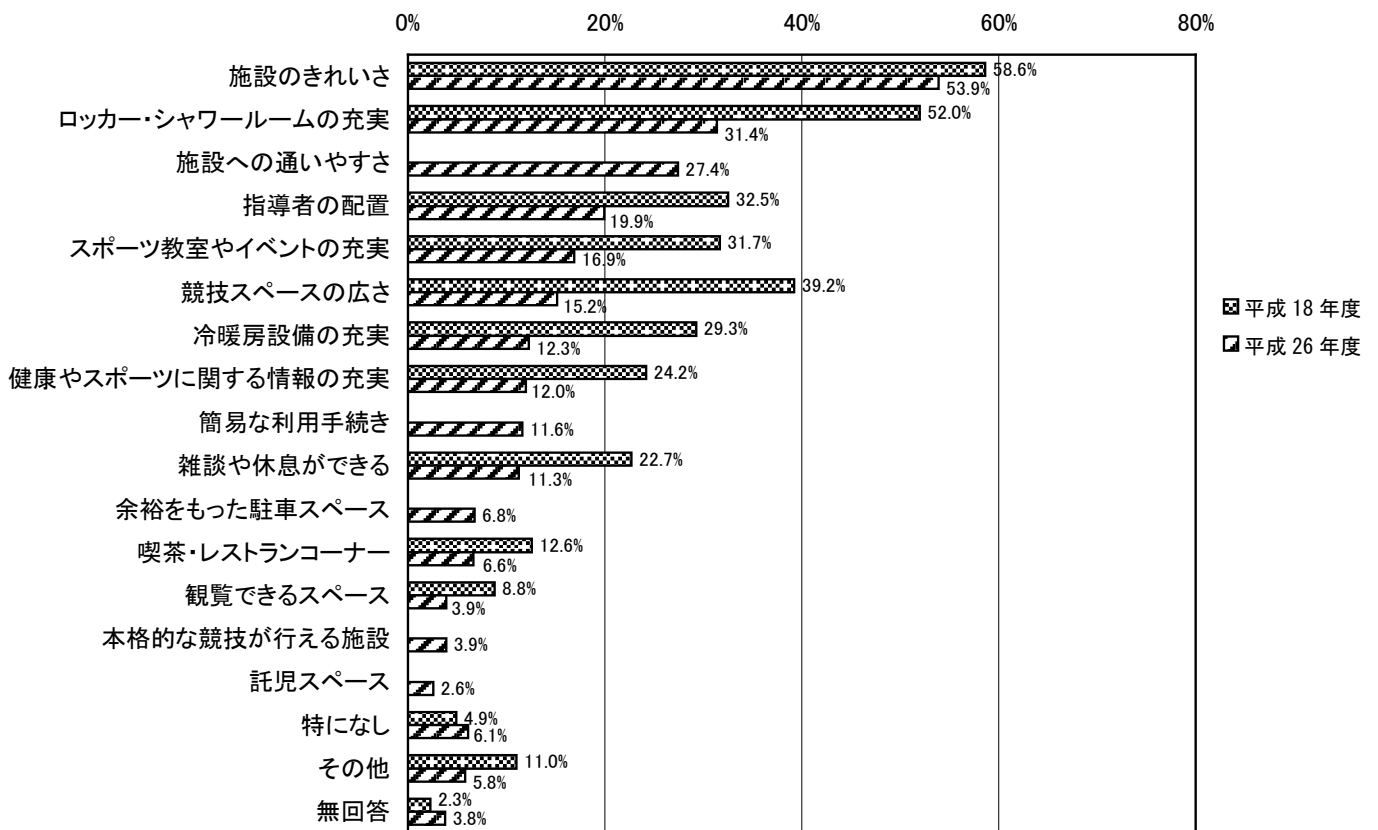


\*2

7) スポーツ施設にとって重要だと思うもの

- 平成 26 年度の調査で、新たに質問項目に追加された「施設への通いやすさ」、「継続的、定期的に利用できる施設」が多く選ばれ、身近なスポーツ施設の充実の要望が高いことがうかがえる
- また、「スポーツ教室やイベントの充実」や「指導者の配置」、「本格的な競技が行える施設」が平成 26 年度の調査では、平成 18 年度に比べ大きく減少しており、これからも自分の時間の中で、身近で手軽に健康づくりができるスポーツを行う傾向になってきていることがうかがえる

グラフ：スポーツ施設にとって重要だと思うもの



～スポーツクローズアップ～

■ウォーキング

歩くことによって健康増進を目的とした運動。

普通の散歩とは異なり、歩く距離、歩数、時間などを計るなど、運動量等を定量的に知り管理することにより、健康の維持や増進を図る。ウォーキングは、適切な姿勢で歩くことにより、自分に合わせた負荷をかけることができ、生活習慣病などの予防や対策のための手軽な運動として近年実践する人が増えている。



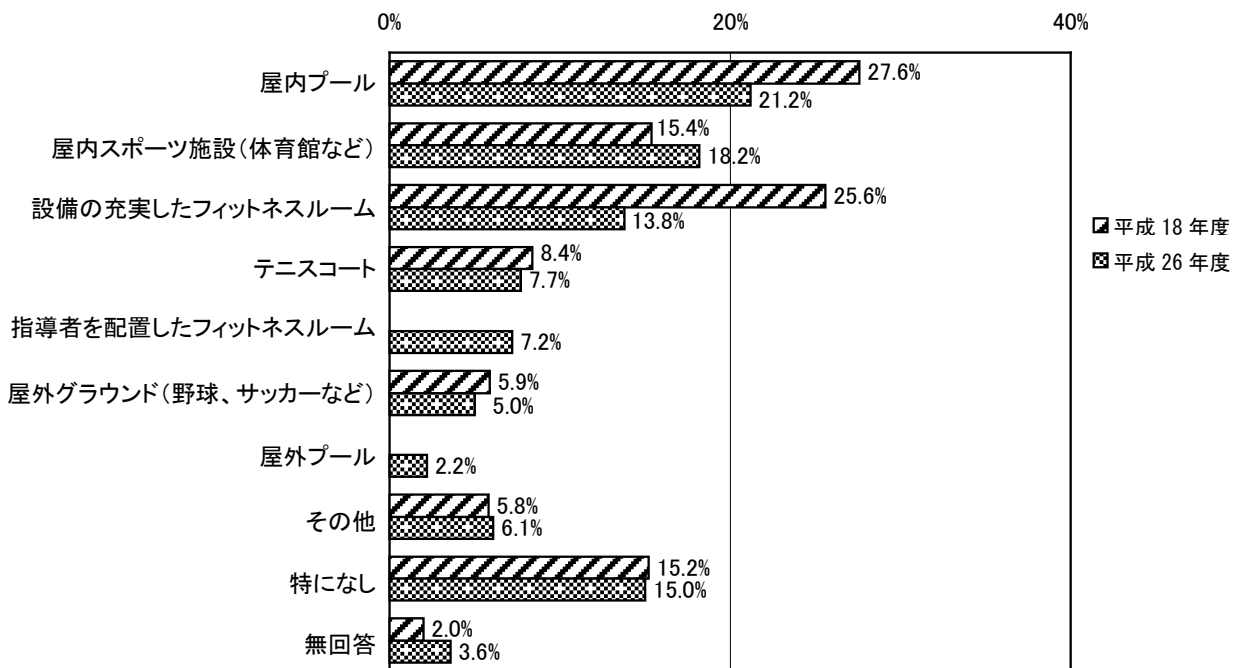
\*3



8) 充実してほしい公共スポーツ施設

- 平成 18 年度、26 年度の調査とも、「屋内プール」の充実を求める割合が多く、レジャーとしてのプールではなく、「健康や体力の増進・維持」を目的としたプール施設が求められていると考えられる
- 平成 18 年度の調査では、「フィットネス\*ルーム」が 25.6%で、2 番目に要望が高く、平成 26 年度調査の「設備の充実したフィットネスルーム」と「指導者の配置したフィットネスルーム」をあわせると 21.0%となり、ややニーズが低くなっている
- 「屋内プール」、「フィットネスルーム」について、「屋内スポーツ施設（体育館）」が、3 番目に要望が高く、平成 26 年度の調査では、平成 18 年度より 2.8%と高い結果となっており、フィットネスルームとあわせると室内での健康づくりの思考が高いと考えられる
- 「テニスコート」は、4 番目にあげられており、屋外スポーツでのテニスを楽しむ環境の充実が求められている

グラフ：充実してほしい公共スポーツ施設



～スポーツクローズアップ～

■ フィットネス

フィットネスとは、健康のための運動を指す。

身体活動量の少ない生活は心身の状態を悪くし病気を発生しやすくするが、適度な運動により心身を良好な状態にすることができる。

高齢化社会の到来、国民医療費の増加も社会問題となっており、運動すなわちフィットネスによる健康の回復、維持、増進は個人にとっても社会にとっても重要となっている。

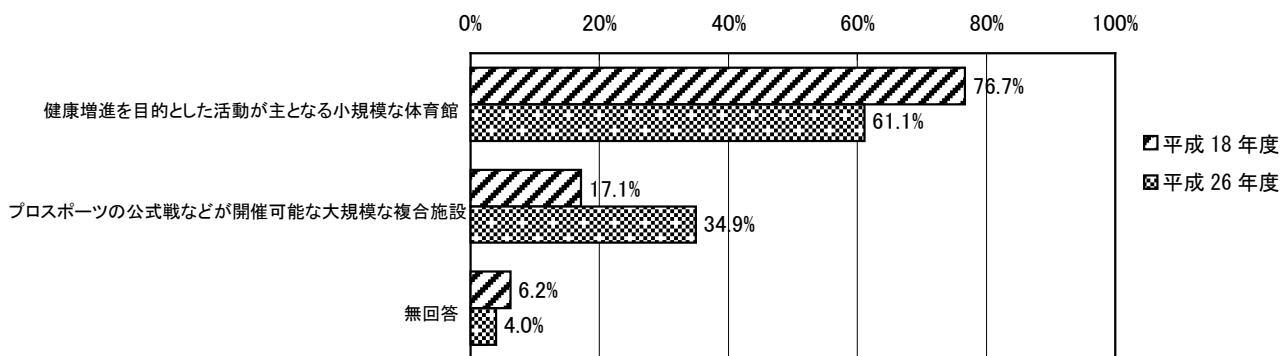


\*4

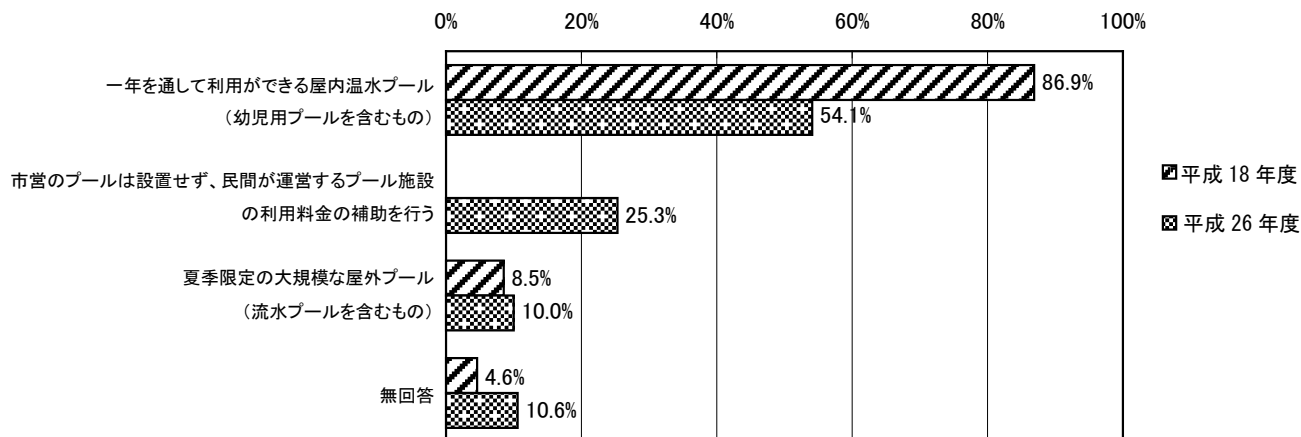
9) 公共スポーツ施設を新設する場合の考え方

- 体育館では、平成 18 年度の調査では「健康増進を目的とした活動が主となる小規模な体育館」が 76.7%であったのが、平成 26 年度調査では 61.1%と、15.6%減少している
- 一方、「プロスポーツの公式戦などが開催可能な大規模な複合施設」では平成 18 年度の調査（17.1%）より平成 26 年度の調査では 34.9%と、大幅増となっている
- 依然、身近な健康や体力の増進・維持の場が求められているが、プロスポーツの公式戦などが開催できる施設も多くの市民が求めるようになってきており、全体の 3 割以上の割合から推測すると潜在的ニーズは今後も高くなると考えられる
- プールを新設する場合では、平成 26 年度調査では、「一年を通して利用ができる屋内温水プール（幼児用プールを含むもの）」が多く、全体の 54.1%と過半数を占めている
- 民間運営のプールをあわせると 79.4%となり、平成 18 年度の回答率（86.9%）より低くなるものの、高い要望水準にある
- 充実してほしい公共スポーツ施設でもあるように、1 年を通じて利用できる屋内プールの需要は高いことがうかがえる

グラフ：体育館を新設する場合の考え方



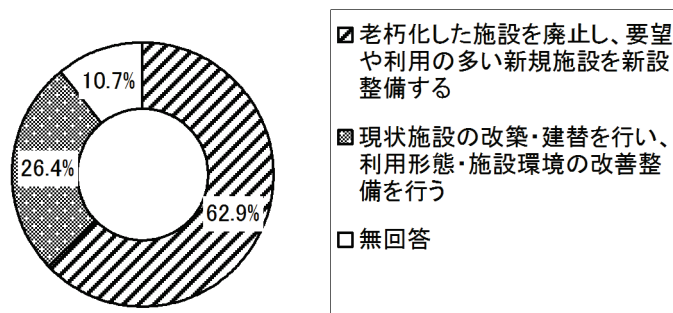
グラフ：プールを新設する場合の考え方



## 10) スポーツ施設の整備についての考え方

- 平成 26 年度の調査では、この項目が新たに加えられた
- アンケート結果では、「老朽化した施設を廃止し、要望や利用の多い施設を新たに整備する」の割合が 62.9%と、「現状施設の改修・建替を行い、利用形態・施設環境の改善整備を行う」(26.4%) より大きく上回っている

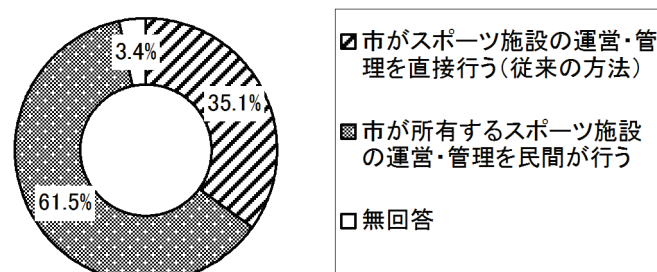
グラフ：スポーツ施設の整備についての考え方



## 11) スポーツ施設の管理についての考え方

- 平成 26 年度の調査では、この項目が新たに加えられた
- アンケート結果では、「市が所有するスポーツ施設の運営・管理を民間が行う」の割合が 61.5%と、「市がスポーツ施設の運営・管理を直接行う（従来の方法）」の 35.1%に対して大幅に高くなっている
- 民間のノウハウ\*による運営を市民が望んでいることがうかがえる

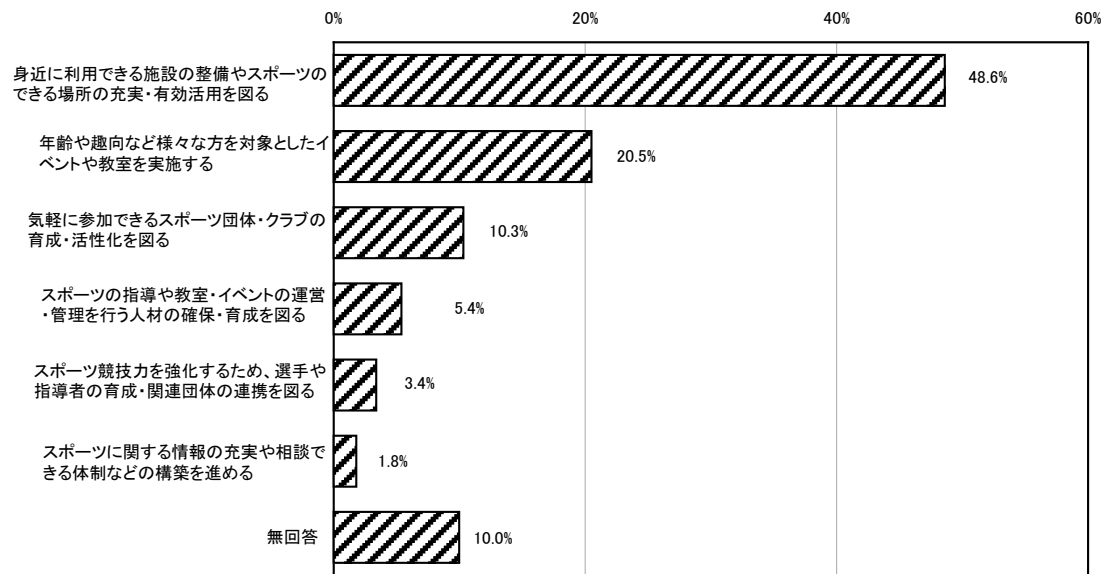
グラフ：スポーツ施設の管理についての考え方



12) スポーツ行政についての考え方

- アンケート結果では、「身近に利用できる施設の整備やスポーツのできる場所の充実・有効活用を図る」が 48.6%と約半数を占めており、次に「年齢や趣向など様々な方を対象としたイベントや教室を実施する」が 20.5%となっている
- ここでも、身近で手軽に健康づくりができるスポーツ施設へのニーズや自分のスタイルに沿ったスポーツを楽しむ傾向の大きいことがうかがえる

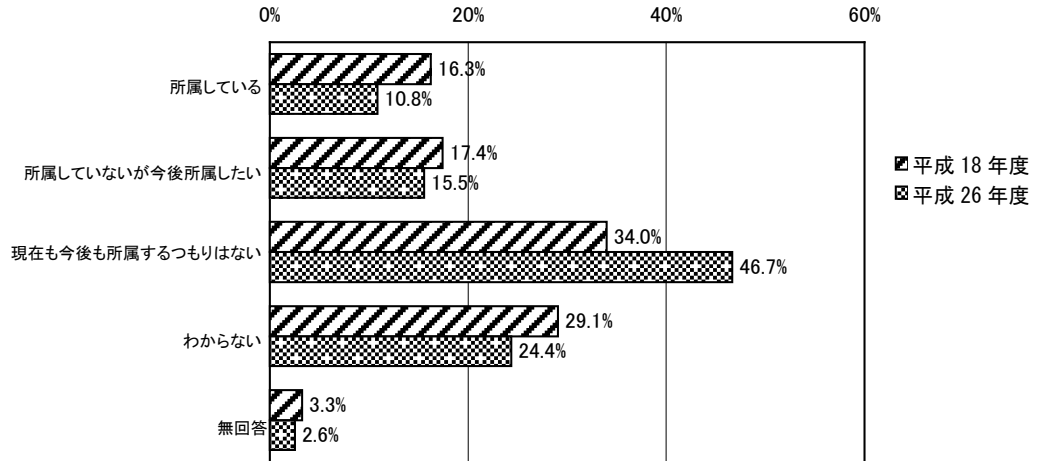
グラフ：スポーツ行政についての考え方



13) スポーツ活動団体への所属

- 平成 26 年度の調査では、スポーツ活動団体に「所属している」割合が、平成 18 年度調査の 16.3%から 10.8%と 5.5%も減少している
- 「現在も今後も所属するつもりはない」が 34.0%から 46.7%と大幅に増加しており、団体に所属せず、個人的に運動やスポーツに取り組む傾向が強くなってきていることがうかがえる

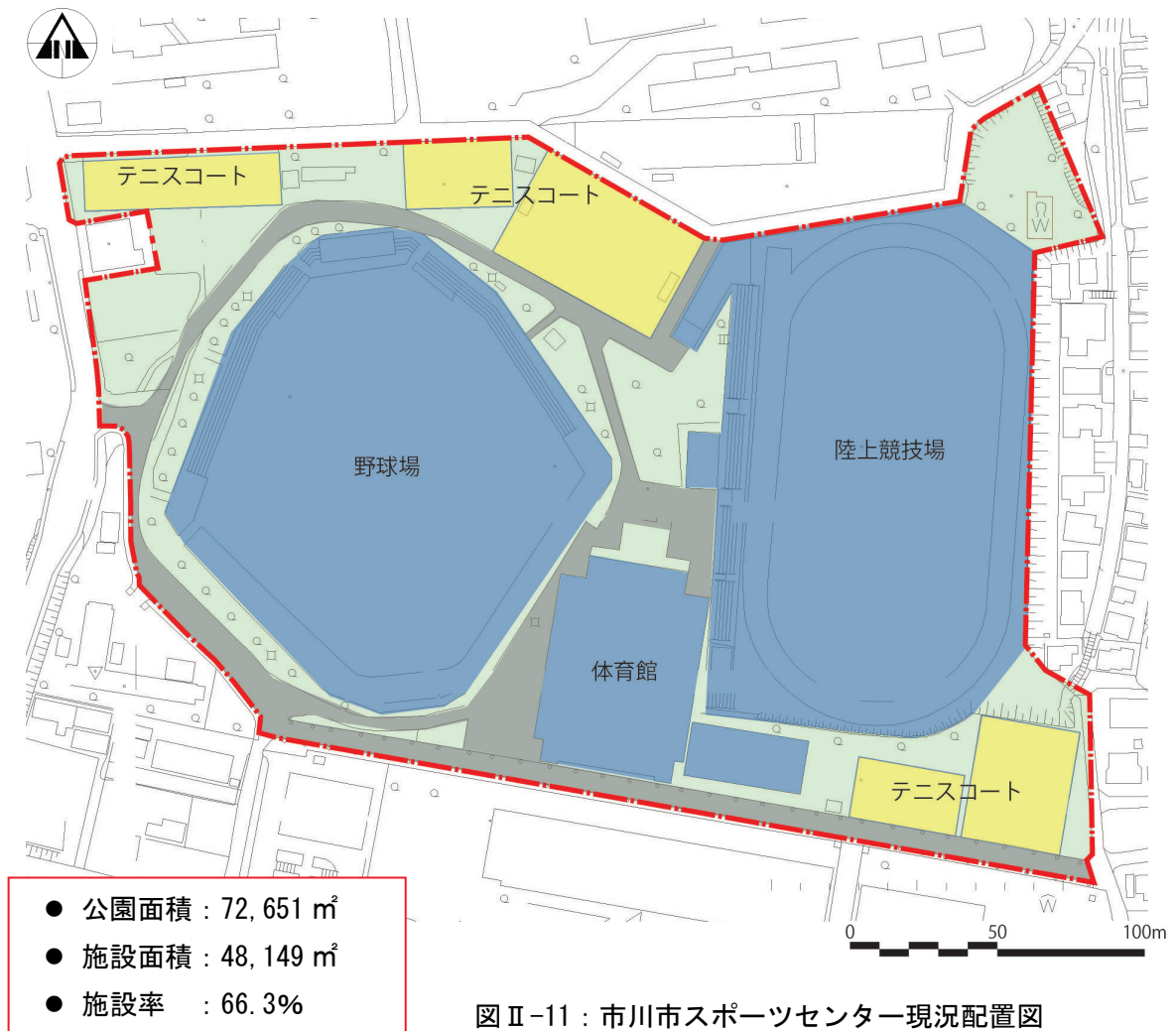
グラフ：スポーツ活動団体への所属





## (4) 市川市スポーツセンター及び市民プールの現状

## 1) 市川市スポーツセンターの現状



## 【現状の問題点】

- 施設率が運動公園の基準の50%を超えている
- 野球場 (S25 竣工)、陸上競技場 (S28 竣工)、体育館 (S48 竣工) の老朽化、機能低下が著しい
- テニスコートが分散し、大会運営や維持管理面での負担も大きい
- 観覧席がないため、「観る」スポーツと「支える」スポーツの楽しさがなく、スポーツ観戦の利用が非常に少ない
- 施設率が66.3%と高く、年間約20万人の利用があるものの、通路、駐車場に面積を取られるため園地が非常に少なく、休息スペースがほとんど確保できていない
- メインエントランス\*空間が不明瞭
- 人と車の動線が交錯している
- 溜まりの広場がない
- 動線が施設を縫うようにレイアウト\*されており、核となる主動線がないため、園内の施設配置がわかりにくい (サイン施設が少ない)





施設の老朽化が著しい



自転車が施設直近まで乗り入れられている



わずかなスペースまでスポーツ施設が配置されており、空間的余裕が少ない



サインに動線がないため、順路がわかりにくい



車両と人の動線が分離されていない



2) 市民プールの現状



航空写真：Google

\*5

【現状の問題点】

- プールは、夏期限定であるため、利用効率が悪い
- アンケートによるとプール利用者の 55%が市外からで、市川市民の利用率は低い
- プール建設以来 30 年以上が経過し、耐用年数\*になっており、施設及び設備の老朽化が見られ、更新時期に来ている
- 維持管理費が入場料等の収入より 2 倍以上かかり、市の負担が大きい
- レジャープールは民間施設と競合しやすいため、民間の新規投資に対抗できる経営基盤、経営視点が弱い

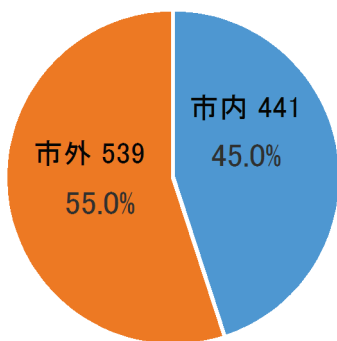
表Ⅱ-9：市民プール収支（平成 25 年度）

維持管理費	80,000 千円
収入（歳入）	35,000 千円
収支差額	▲45,000 千円

表Ⅱ-10：浦安市プール利用者数（参考）

	室内水泳プール	東野プール（屋外）
平成 22 年度	173,686	91,052
平成 23 年度	133,746	59,557
平成 24 年度	144,453	78,672
平成 25 年度	153,714	89,186

◇市民プール利用者区域



（平成 25 年 8 月 17～23 日アンケート結果）

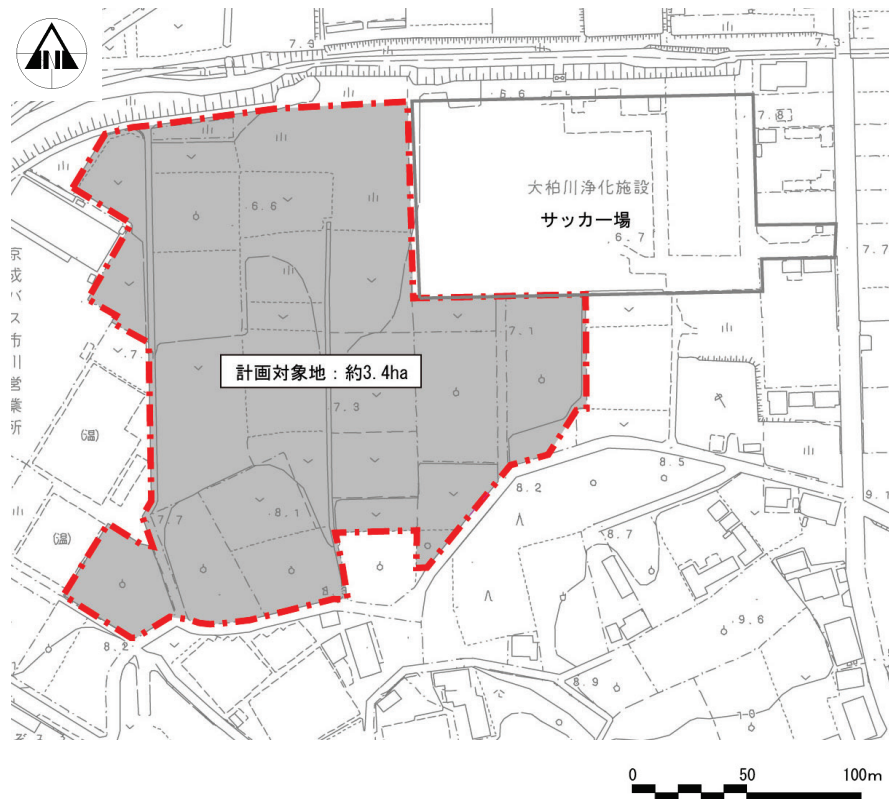
表Ⅱ-11：市川市市民プール利用者数

	市民プール	クリーンスパ
平成 21 年度	69,024	239,816
平成 22 年度	94,507	258,565
平成 23 年度	76,902	267,461
平成 24 年度	99,800	267,208
平成 25 年度	99,740	258,553

- 浦安市運動公園の室内プールは、おおよそ年間 15 万人の利用があり、夏季だけの屋外プールのほぼ 2 倍近くの利用がされている

(5) 対象地及び周辺状況

1) 大柏川浄化施設に隣接する対象地【(仮称) 北市川運動公園対象地】



図Ⅱ-13：大柏川浄化施設隣接対象地

表Ⅱ-13：現況概要

項目	概要
アクセス道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象地へのメインアクセス道路は、都市計画道路 3・4・18号から接続する対象地南側道路となる</li> <li>● アクセス道路は、主に農道として利用されており、道路幅員4.5mほどで、相互通行が困難な状況にある</li> </ul>
地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大柏川に沿った谷津地で、T.P. 6.6～7.3mと全体的に非常に平坦な地形となっている</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在は、主に休耕地として農業に利用されておらず、所々に果樹園が見られる</li> <li>● その他、休耕地を体験農園等に活用している</li> <li>● 対象地東には、イングランドのアーセナルサッカースクールのフィールド*があり、すでに開校されている</li> </ul>
土地の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象地内には、仮登記地があり、その他体験農園の利用地、耕作放棄地がある</li> </ul>





引地橋からのアクセス道路



計画地南側の道路状況



計画地南西から北東方向を望む



京成バス営業所東側の状況



計画地から大柏川方向を望む



計画地北から南方向を望む

2) 市民プール周辺対象地【(仮称)市川スポーツアリーナ対象地】

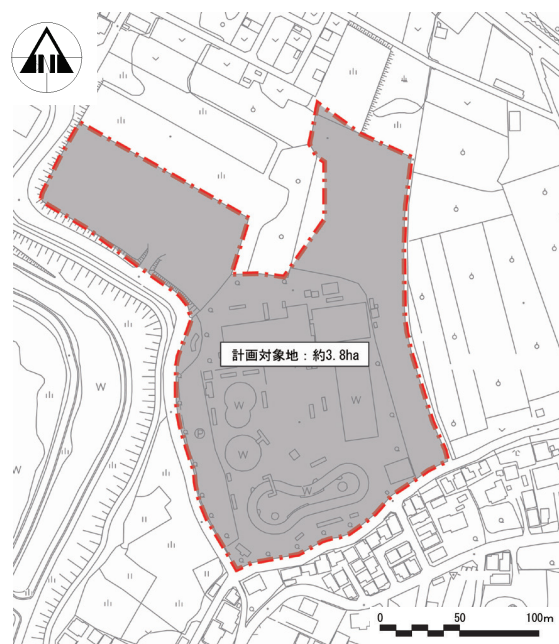


図 II-12 : 市民プール周辺対象地

表 II-12 : 現況概要

項目	概要
アクセス道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象地へのメインアクセス道路は、都市計画道路 3・4・18号から接続する対象地西側道路となる</li> <li>● アクセス道路は、大柏川第一調節池緑地とともに整備されており、車道幅員 7.0m、歩道幅員 3.0mとなっている</li> </ul>
外周道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象地西及び南側の外周道路は、幅員 5.0~5.5m程度と狭く、南に広がる住区側からのアクセス道路とする場合は、拡幅が必要となる</li> </ul>
地形	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アクセス道路の高さは T.P. *4.4~4.7m で、外周道路は南側に向かって高くなっており T.P. 4.7~7.2m となっている</li> <li>● 市民プールは、駐車場で T.P. 4.7m、管理棟あたりで T.P. 6.9m、プールエリアで T.P. 7.4m である</li> <li>● 夏季に利用される臨時駐車場エリアでは T.P. 6.5m で、アクセス道路より約 2m 高くなっている</li> <li>● 対象地内では概ね台地状になっており、上部が平坦でアクセス道路及び外周道路に法面ですりついている</li> </ul>
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象地の南側は、現在市民プールとして利用されており、50m プール、25m プール、流水プール、子供プール、幼児プールが整備されている</li> <li>● プールの西側にアスファルト舗装の駐車場が整備されており、夏期のシーズンには、対象地北西側の臨時駐車場（土舗装）が利用されている</li> <li>● 対象地北エリアは、北方多目的広場として整備されており、日常では地域の人々のグラウンドゴルフによる健康づくり、コミュニティの場となっている</li> </ul>
土地の取得状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象地全て市川市の土地であり、新規購入予定地はない</li> </ul>





計画地西側のアクセス道路



駐車場へのアクセス道路



計画地西及び南の外周道路



夏期限定利用のプール



現状の駐車場：台数が少ない



臨時駐車場：広い空間の有効活用



計画地北東側のスポーツ広場

### 3. 法規制等の把握

#### (1) 都市計画法

市川市では、都市計画法第33条第3項及び第4項並びに第34条第11号及び第12号並びに都市計画法施行令第36条第1項第3号ハの規定に基づき、開発許可の基準及び市街化調整区域内の開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可の基準に関し必要な事項を定めている。

その中で、当該構想に適するところを整理する。

- 第3条(1) 予定建築物等の敷地に接するように配置しなければならない道路の幅員(小区間で通行上支障がない場合の幅員に限る。)の最低限度は、開発区域の面積の区分に応じて別表第1に定めるとおりとする。

別表第1

開発区域の面積	道路幅員の最低限度
2,000平方メートル未満	4.5メートル
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	5メートル
5,000平方メートル以上	6メートル

#### 【都市計画法の目的】

- 第1条：この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 【都市計画法の理念】

- 第2条：都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

#### ～スポーツクローズアップ～

##### ■ ジョギング

ジョギングとは無理のないスピードで走ることをいい、ウォーキングとランニングの中間スポーツ。

近年では、健康増進のための有酸素運動としてウォーキングとあわせてジョギングを楽しむ人が増えており、無理のないようジョギングとウォーキングを織り交ぜながら行うこともポイントとなる。一般的にジョギングする人をジョガー（Jogger）と呼ぶ。



\*6



## (2) 市川市都市公園条例・都市公園法

公園施設の規格化、公園管理の適正化を図るため、都市公園の設置及び管理について統一した基準を定めるため、昭和31年(1956年)4月に都市公園法が定められた。その後、平成23年に「地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が定められ、これまで国が一律に定めていた都市公園の設置基準等を条例で定めることとされ、昭和62年に制定された「市川市都市公園条例」の一部が改定された。ただし、条例以外の事項に関しては、都市公園法が適用される。

その中で、当該構想に適するところの要点を整理する。

### 【許容建築面積：市川市都市公園条例】

- ① 都市公園における建築面積の条例で定める割合は、敷地面積の2%とする
- ② 休養施設、運動施設、教養施設、備蓄倉庫、災害応急対策に必要な施設又は都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物の建築面積は、敷地面積の10%を限度として規定により認める建築面積を超えることができる
- ③ 文化財保護法・景観法等に指定されている休養施設または共用施設等は、敷地面積の20%を限度として規定により認める建築面積を超えることができる
- ④ 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場、その他高い開放性を有する建築物は、敷地面積の10%を限度として規定により認める建築面積を超えることができる
- ⑤ 仮設公園施設(3ヶ月を限度として臨時に設けられる建築物)を設ける場合は、敷地面積の2%を限度として規定により認める建築面積を超えることができる

### 【公園施設に関する制限：都市公園法】

- ① 運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の50%を超えてはならない
- ② 宿泊館を設ける場合は、当該都市公園の効用を全うするために特に必要があると認められる場合以外は設けてはならない
- ③ その利用に伴い危害をおよぼすおそれがあると認められる公園施設については、柵その他危害を防止するために必要な施設を設けなければならない
- ④ 照明施設については、保安上必要と認められる場所に設けなければならない

## ～スポーツクローズアップ～

### ■ゲートボール

5人1組の2チーム対抗で行われる日本発祥のスポーツで、クロッカーをヒントに考案された。元々は、第二次大戦後の遊び道具のない子供のため、また子供の不良化防止のためにつくられた遊びだった。

その後、高齢者向けスポーツとして爆発的に流行、現在では日本だけでなくアジア各国にも普及し、近年では、「ゲートボール」という名称が「老人のスポーツ」の代名詞的な存在になるまで社会に浸透してしまい、それが若者への普及を妨げているという指摘もあることから、2人制と3人制の競技に限り「リレーション」と改名されている。



\*7

### (3) 市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例

市川市では、市内において施行される宅地開発事業において、優良な施行を誘導し、もって良好な居住環境の形成及び保全並びに安全で快適な都市環境を備えたまちづくりに寄与することを目的として、事業者が行うべき周知の手続、公共施設等の整備に関する基準その他宅地開発事業の施行に関し必要な事項を定めている。

特に、雨水排水に関しては、十分に留意する必要がある。その中で、当該構想に適するところを整理する。

#### ■排水施設の整備基準

##### ○第 24 条

- 事業者は、事業区域及びその周辺の区域からの排水を適切に処理し、かつ、放流先の排水施設及び利水施設に支障を及ぼさないように排水施設を整備するものとする。
- 事業者は、事業区域内の雨水の流出を抑制するため、事業区域内に雨水調整施設を整備するものとし、当該雨水調整施設については、別表第 5 に定める基準に従って整備するものとする。

##### ○別表第 5

###### 1 種類

事業区域内に整備すべき雨水調整施設は、雨水の有効利用を図るための雨水小型貯留槽等の雨水貯留施設及び浸透柵等の雨水浸透施設とすること。

###### 2 雨水貯留施設の整備基準

事業区域の面積が 300 平方メートル以上の条例適用事業を施行する事業者は、次に掲げる整備基準により整備すること。ただし、市長が別に定める地域内において条例適用事業を施行する当該事業者については、当該地域の実状を考慮して市長が別に定める基準により整備すること。

###### (1) 貯留量

事業区域の面積が 1 ヘクタール未満のときは 1 ヘクタール当たり 550 立方メートル以上の、1 ヘクタール以上のときは 1 ヘクタール当たり 1,450 立方メートル以上の貯留ができるように整備すること。

###### (2) 放流量

1 ヘクタール当たり毎秒 0.025 立方メートル以内で放流ができるように整備すること。

#### (4) 市川市雨水調整施設整備に関する技術指針

市川市では、近年の周辺部の急激な都市化に伴い、これまで有していた保水・遊水機能が低下し、河川への雨水の流出が増え、市内各所での浸水被害が発生している。このため、浸水被害への対策として河川改修を進めるとともに、雨水の流出を抑制することが必要となっている。

本指針は、市川市宅地開発事業に係る手続き及び基準等に関する条例（平成13年市川市条例第35号。以下「条例」という。）第24条第2項に規定する雨水調整施設の設置に関し、必要な事項を定めたものである。

#### ■ 技術的細目

##### ○ 雨水貯留施設の整備基準

- 貯留量及び放流量の雨水流出抑制値は、下表に定める。

表Ⅱ-14 雨水流出抑制値

流域別	地域別	放流許可量 (比流量)	流出抑制値	
			開発面積 1.0ha 以上	開発面積 1.0ha 未満
真間川・高谷川・二俣川流域	合流式下水道区域・区画整理地区を除く	0.025m <sup>3</sup> /s/ha	1,450m <sup>3</sup> /ha	550m <sup>3</sup> /ha
秣川流域・行徳地区	妙典区画整理地区を除く	0.040m <sup>3</sup> /s/ha	1,150m <sup>3</sup> /ha	420m <sup>3</sup> /ha
合流式下水道区域	真間排水区	0.060m <sup>3</sup> /s/ha	840m <sup>3</sup> /ha	360m <sup>3</sup> /ha
	菅野排水区	0.035m <sup>3</sup> /s/ha	1,120m <sup>3</sup> /ha	440m <sup>3</sup> /ha
	西浦処理区（中山地区）	0.025m <sup>3</sup> /s/ha	1,450m <sup>3</sup> /ha	550m <sup>3</sup> /ha
土地区画整理地区	柏井土地区画整理地区	0.100m <sup>3</sup> /s/ha	600m <sup>3</sup> /ha	270m <sup>3</sup> /ha
	妙典土地区画整理地区	0.124m <sup>3</sup> /s/ha	500m <sup>3</sup> /ha	230m <sup>3</sup> /ha
	原木西浜土地区画整理地区	0.072m <sup>3</sup> /s/ha	750m <sup>3</sup> /ha	330m <sup>3</sup> /ha
	堀之内土地区画整理地区			

※ 特記事項

- 真間川流域の遊水地域については、規定の流出抑制値に加え、現在有している遊水機能の確保を行なうこと。
- 堀之内土地区画整理地内は、平成17年市川市条例第13号（通称 市民あま水条例）による浸透施設のみを設置するものとする。

○多目的貯留施設

- 調整池の設計については、「増補改訂・防災調節池等技術基準(案)解説と設計実例」社団法人日本河川協会を参照のこと。
- 放流施設の設計については、オリフィス計算による吐口の断面を決定すること。
- 多目的貯留施設の最大水深については、下表の貯留限界水深とする。

表Ⅱ-15 貯留限界水深（多目的貯留施設）

貯留施設	貯留限界水深
棟間緑地・グラウンド貯留	30cm
地下貯留槽	無制限※1
宅地内貯留	15cm※2
公園貯留	20cm

※ 1：地下貯留槽の深さは、維持管理上支障のないように原則2m以上とすること。

※ 2：事由により限界水深を超える場合は安全管理上の責務を認識の上、20cmまで可とする。

○貯留施設の位置

- 貯留施設の位置は、申請区域内の全ての雨水を集水可能な位置とし、かつ維持管理上支障のない場所に設けること。

○雨水貯留施設

- 流入施設：流入水により施設の損傷を防護するためのスクリーン・土砂留工・減勢（保護）工等の施設を必要に応じて設置するものとする。
- 放流施設：放流口は原則として円形オリフィスの計算による自然放流方式とする。なお、限界水位時に許容放流量が流出するよう調節するものとする。また、やむを得ず自然放流が不可能な場合は、ポンプ放流方式（自動交互非常時同時運転）とする。
- 雨水調整池：宅地造成の場合、必要に応じて雨水調整池を設置するものとする。

○雨水浸透施設（浸透適地に対応）

- 施設の位置：雨水浸透施設は、事業区域及びその周辺の地形・地質・地下水位等を調査し、浸透効率が最も効果的な位置に設け、かつ安全性の確保を図ること。
- 施設の種類と構造：浸透柵・浸透トレンチ・浸透側溝・透水性舗装等とする。

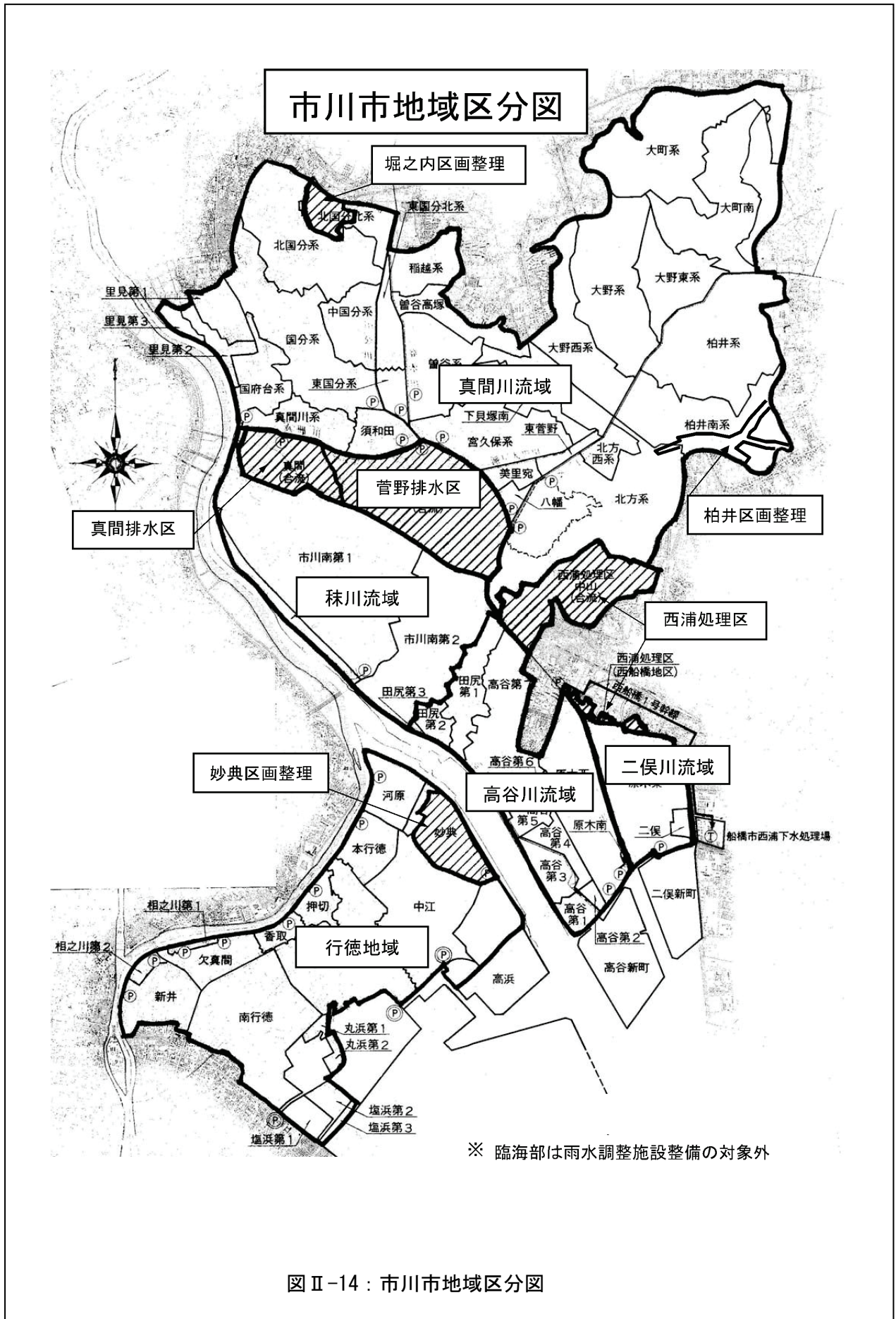
○施設の適用区域

- 北部ローム台地と中部、南部の砂質土分布地域を浸透施設設置適地とし、適用区域とする。

表Ⅱ-16 適用区域

町名(五十音順)
○北部ローム台地 市川(四)、稲越町、大野町、大町、鬼越(一)、柏井町、北方(一・三)、北国分、国府台、国分(二・三・四・五・六・七)、下貝塚、須和田、曾谷(一・二・三・四・五・八)、高石神、中国分、中山、奉免町、北方町四、堀之内(一・二・三・四)、真間(四・五)、宮久保(二・四・六)、本北方(三)、若宮の各一部
○中部、南部砂質土分布地域 相之川(一・二)、新井(一・二)、伊勢宿、市川(一・二・三)、市川南、大洲(三)、大和田(二)、押切、鬼越(二)、欠真間(一)、河原、香取(一)、北方(二)、高谷(一・二)、下新宿、新田(一・五)、島尻、菅野(一・二・三・四)、須和田(一)、関ヶ島、田尻(二・四・五)、稲荷木、原木(一・二・三)、東菅野(一・二・三・四)、平田(一・二)、広尾(一・二)、二俣(二)、本行徳、本塩、真間(一・二・三)、湊、湊新田、妙典(一・三)、八幡の各一部





(5) バリアフリー\*基準

バリアフリーに関しては、「市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」及び同施行規則、千葉県が定める「千葉県福祉のまちづくり条例」がある。ここでは、公園における園路等に関わる主なものを以下に整理する。

表Ⅱ-17：園路等基準

項目	市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	千葉県福祉のまちづくり条例
出入口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅員 120cm 以上 (90 cm 以上)</li> <li>●車止めの間隔 90 cm 以上</li> <li>●出入口に確保する水平距離 150 cm 以上 *</li> <li>●出入口には段差を設けない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●有効幅員は、120 cm 以上 (90 cm 以上)</li> <li>●出入口からの水平距離 150 cm 以上 *</li> <li>●路面は、滑りにくく、水はけの良い仕上げとする</li> <li>●車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けないこと</li> <li>●必要に応じて、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること</li> <li>●車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち一以上は、90 cm 以上とすること</li> </ul>
通路	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅員 180cm 以上 (120 cm 以上)</li> <li>●縦断勾配 5% 以下 (8% 以下)</li> <li>●横断勾配 1% 以下 (2% 以下)</li> <li>●段差を設けない</li> <li>●路面は滑りにくい仕上げとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅員 180 cm 以上 (120 cm 以上)</li> <li>●縦断勾配 5% 以下 (8% 以下)</li> <li>●3% 以上の縦断こう配が 30 メートル以上続く場合、途中に長さ 150 cm 以上、幅 180 cm 以上の水平区間を設ける</li> <li>●地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車いす使用者等の利用に支障のない退避スペースを設置する</li> <li>●横断勾配は 1% 以下 (2% 以下)</li> <li>●両側は、転落を防ぐ構造とする</li> <li>●必要に応じて、手すりを設ける。</li> <li>●路面は、滑りにくく、水はけのよい仕上げとする</li> <li>●視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する</li> <li>●縁石を設ける場合、切下げの有効幅員は 120 cm 以上、段差は 2 cm 以下、すりつけこう配は 8% 以下とする</li> </ul>
階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手すりを両側に設ける (端部点字表示) *</li> <li>●回り段がないこと *</li> <li>●路面は滑りにくい仕上げとする</li> <li>●端と周囲で色調差をつけること</li> <li>●つまずかない構造で、階段の両側に立ち上がり部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅員 120cm 以上</li> <li>●段の上端に近接する園路及び踊り場に、注意喚起用床材を敷設</li> <li>●手すりを設ける</li> <li>●回り段がないこと *</li> <li>●路面は滑りにくい仕上げとする</li> <li>●階段の両側には、立ち上がりが設けられていること</li> </ul>

※ Om 以上 (Om 以上)：基準値 (緩和措置)

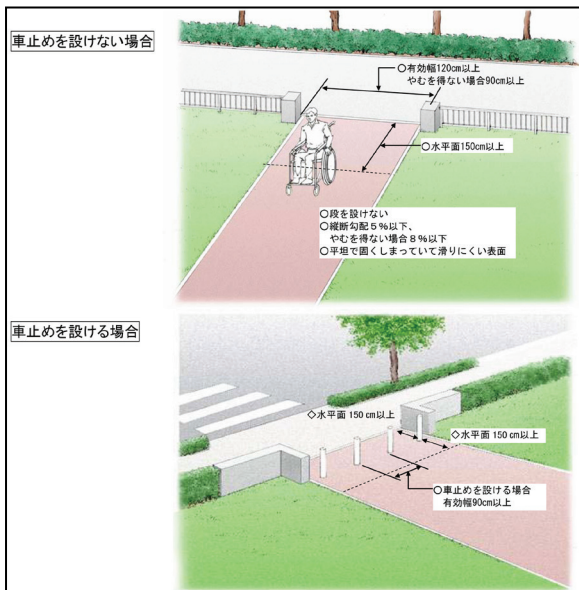
\* 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

表Ⅱ-17 (続き) : 園路等基準

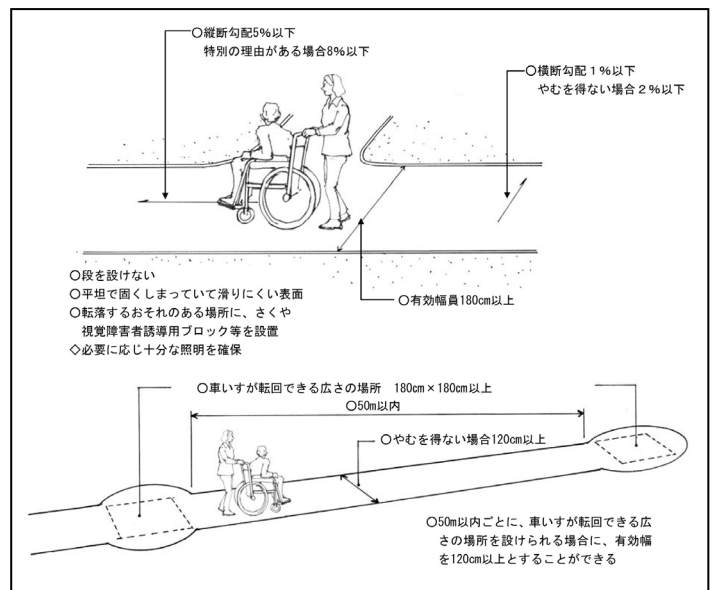
項目	市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	千葉県福祉のまちづくり条例
傾斜路 スロープ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●階段を設ける場合は傾斜路を併設すること</li> <li>●幅員 120cm 以上 (階段併設の場合 90 cm 以上)</li> <li>●縦断勾配 8% 以下</li> <li>●横断勾配は設けない</li> <li>●高さ 75 cm 以内ごとに踏み幅 150 cm 以上の踊り場を設ける</li> <li>●手すりを両側に設ける (端部点字表示) *</li> <li>●路面は滑りにくい仕上げとする</li> <li>●傾斜路の両側には、立ち上がりが設けられていること</li> <li>●接続する通路と色調差をつけること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幅員 120cm 以上 (階段併設の場合 90 cm 以上)</li> <li>●縦断勾配 1/12 以下 (傾斜路の高さが 16 cm 以下の場合 1/8)</li> <li>●高さ 75 cm ごとに踏み幅 150 cm の踊り場を設ける</li> <li>●手すりを設ける</li> <li>●路面は滑りにくい仕上げとする</li> <li>●傾斜路の両側には、立ち上がりが設けられていること</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者用駐車施設を全駐車台数が 200 以下の場合、その台数の 1/50 以上、200 を超える場合は、その台数の 1/100 に 2 を加えた台数を設置する</li> <li>●駐車桝は、幅 350 cm 以上とする</li> <li>●車椅子使用者用駐車施設の表示を行う</li> <li>●基準を満たす園路及び広場からの距離ができるだけ短くなる位置に設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●車椅子使用者用駐車施設を 1 以上設ける</li> <li>●車椅子使用者用駐車施設は、出入口につながる経路ができるだけ短い距離となる位置に設ける</li> <li>●駐車桝は、幅 350 cm 以上とする</li> <li>●車椅子使用者用駐車施設の表示を行う</li> </ul>

※ ○m 以上 (○m 以上) : 基準値 (緩和措置)

\* 地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。



図Ⅱ-15 : 公園出入口



図Ⅱ-16 : 通路



(例) 手摺り

出典 : 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン



## 4. 調査内容の整理及び課題の抽出

### (1) 市川市のスポーツの現状と課題

#### 【施設の現状】

- 市川市のスポーツ施設配置状況は、北西部では市川市スポーツセンターを核として、スポーツ広場や弓道場、テニスコートが配置されている
- 中部ゾーンは、市街地エリアにはスポーツ施設はなく、江戸川の河川沿いに野球場、サッカー場が配置され、やや南寄りに信篤市民体育館が配置されている
- 南部ゾーンは、スポーツ施設が多く配置されており、千葉県江戸川第二終末処理場の屋上を利用した福栄スポーツ広場があり、野球場、テニスコートをはじめとしたスポーツ施設やせせらぎ、芝生広場などのレクリエーション施設があり多くの市民に親しまれている
- また、塩浜市民体育館やスポーツ広場もあり、多様なスポーツを楽しめる環境にある
- 北東部は、少年広場が点在し、市民プールがあるものの、相対的にスポーツ施設が少なく、多様なスポーツを楽しむ環境にない

#### 【アンケートの現状】

- 週1回以上のスポーツを行っている人の割合は増えており、健康や体力の増進・維持のためやストレス解消のためにスポーツを楽しむ傾向が強くなっている
- 一方、スポーツをしたくない人の割合も増えている
- 充実してほしい施設として、通年利用ができる室内プールや屋内スポーツ施設（体育館）、フィットネスルームが多く求められている
- また、現状の施設の改修・建替を行うより、老朽化した施設を廃止し、要望や利用の大きい新規施設を新設整備する声が非常に高い

#### 【課題】

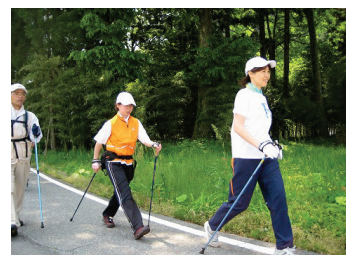
- ゾーンごとの身近な運動・スポーツ施設の配置
- 施設新設困難ゾーンにおける他ゾーンとの連携
- 年齢層にあわせ、市民ニーズに応える多様な運動・スポーツが通年楽しめる施設の充実
- スポーツをしない人のスポーツを楽しむきっかけづくり
- 施設の老朽化対策



\*9



\*10



\*11



## (2) 北東部ゾーンのスポーツの現状と課題

## 【施設の現状】

- 北東部は、市民プールがあるものの、身近で多様なスポーツに親しむ施設が少なく、スポーツの多様性が低い
- 大柏川浄化施設の隣接地には、イングランドのアーセナル・フットボールクラブによる少年を対象としたサッカースクールが開校され、スポーツ発展の起爆剤の可能性はある
- JR武蔵野線沿線では新駅の設置を含めたまちづくりが検討されていることから、将来的に、運動・スポーツ愛好家の居住も多くなるものと考えられ、スポーツ発展のポテンシャル\*は高い

## 【アンケートの現状】

- 市川市全体と同様、週1回以上のスポーツを行っている人の割合は増えており、健康や体力の増進・維持のためやストレス解消のためにスポーツを楽しむ傾向が強くなっている
- また、ほとんどスポーツをしていない人の割合は減少しており、スポーツを楽しんでいる人が増加している
- 一方、週1回以上のスポーツを行いたい人の割合は減少しており、スポーツを楽しみたい人と楽しみたいくない人の区別ができつつある
- スポーツをしない理由として、北東部では「仕事や家事、勉強等が忙しく、時間がないから」と「参加するきっかけがないから」が最も多く、「きっかけがない」という回答が他ゾーンに比べて非常に高くなっている

## 【課題】

- 身近な運動・スポーツ施設の配置
- 年齢層にあわせ、市民ニーズに応える多様な運動・スポーツが通年楽しめる施設の充実
- 少年を対象としたサッカースクールを起点とした、ジュニアスポーツの育成
- スポーツ発展のポテンシャルの活用と発揮
- まちづくりとの連携とスポーツ施設・活動の充実によるまちづくりの発展
- スポーツを楽しむきっかけづくりの充実
- 既存プールの老朽化対策



\*12



\*13



\*14



\*15

(3) 市川市スポーツセンターの現状と課題

【施設の現状】

- 都市公園法の運動公園の基準である施設率が50%を越え、現状では66.3%となっている
- 施設の老朽化による機能の低下、社会ニーズに対応していない施設規模が見られる
- テニスコートの分散配置、サーフェス\*が3種類あり、同一条件下での大会運営に課題がある
- テニス大会等における観覧スペースがない
- 施設が混み合っており、利用者の休息、レクリエーションスペースがほとんどない
- メインエントランスが不明瞭で、人と自動車の動線が交錯している
- 集散の拠点となる広場、公園の顔となる広場がない
- 施設配置が不明瞭（配置の把握が難しい）

【アンケートの現状】

- 「健康増進を目的とした小規模な体育館」を望む声が多いものの、4割近くの方はプロスポーツの公式戦などの開催可能な大規模な複合施設」を望んでいる
- 運営に関しては、「市が所有するスポーツ施設の運営・管理を民間が行う」という要望が6割以上を占めている

【課題】

- 体育館及びテニス機能の北東部への移設による、運動・スポーツに親しむ機会の均等化（一部テニスコートの残置及び小体育館としての現体育館の建替えによる北西部ゾーンのスポーツ拠点の確保）
- 市の運動・スポーツの核としての体育館機能の充実
- 運動公園の適正規模化、施設の老朽化改善
- テニス大会等の運営の円滑化と統一サーフェス等による同一条件下での大会の開催
- 身近な緑のオープンスペース\*としての公園空間・機能の見直し（運動・スポーツ機能以外の憩い・レクリエーション機能、地域の環境向上機能の充実）
- 観戦するスポーツの楽しみの提供
- 民間運営によるきめ細やかなサービスと市民ニーズへの速やかな対応



\*16



\*17



\*18

## (4) テニスコートの現状と課題

## 【施設の現状】

- テニスコートは、北東部を除いて市域全体に配置され、市全体で 25 面のコートが整備されている
- 市川市のテニス大会において、男子シングルスでは、平成 25 年度に約 300 名の参加がある
- 大会は、国府台テニスコートと福栄スポーツ広場が利用されており、それぞれ 9 面と 7 面のコートが整備されている
- 特に、国府台テニスコートは、9 面が分散配置されており、大会時の運営、日常時の管理に大きな課題を抱えている
- また、国府台テニスコートでは、クレイコートが 3 面あり、2～3 月の冬季には整備のため貸出を行っていない
- 公式トーナメントにおけるコートの面数は、試合用に 8 面、練習用に 4 面の計 12 面が必要とされており、それぞれのテニスコートとも 1 箇所開催での基準は満たしていない
- 国府台テニスコートと福栄スポーツ広場とも、照明施設等がないため夜間の利用ができず、1 日の利用時間が短い
- 平成 26 年度から市川市テニス協会主催による中学生大会も開催されるため、観覧席付きのテニスコートの整備が望まれる
- 人口規模の近い町田市では、テニスコートは 30 面整備され、うち 16 面は 1 ヶ所にまとめられている。近隣の自治体では、浦安市と松戸市が共に 26 面整備されている。市川市の規模としては、やや少ない状況である。

## 【アンケートの現状】

- 現在行っている運動・スポーツでは、テニスが第 9 位となっており、今後行いたいスポーツでは 7 位となっている
- 意向と現在の状況との比率では、第 3 位となっており、行いたい運動・スポーツとしての位置づけが高い
- 今後充実してほしい公共スポーツ施設として、テニスコートが第 4 位になっており、市民のニーズも高くなっている

## 【課題】

- テニスコートは市域に整備されているものの、北東部には整備されていない
- テニス大会では、多くの参加者があり、円滑な大会運営が可能なテニスコート整備が求められる
- 年間を通して多くのテニス大会が開催され、平成 26 年度からは中学生のテニス大会も含まれることから、1 箇所での大会開催可能規模のテニスコートが市域に求められる
- また、特に中学生大会等は、保護者を始め学校関係者などの多くの観戦者が来場すると想定されるため、十分な観覧席の整備が求められる
- このためには、余裕ある大きな用地確保が求められる
- 生涯スポーツの観点からも、ジュニア育成のための施設も重要であり、市域全体でテニスを楽しむ環境づくりが必要となっている
- さらに、テニスは健康づくりだけでなくコミュニティづくりにも役立つものであり、身近で手軽な施設運営が求められる
- 施設の有効利用と利用向上のために、照明施設の充実したテニスコートが求められる



\*19



49



\*20



(5) 市民プールの現状と課題

【施設の現状】

- プール利用期間が、7月中旬から9月初旬までの約1.5ヶ月であり、利用効率が悪い
- 昭和57年に開設され30年以上経過し、耐用年数となっており、諸施設・設備の老朽化が見られる
- 維持費における市の負担が大きい
- 民間施設との競合が著しい

【アンケートの現状】

- 市外からのプール利用者が55%と多く、市民のための施設としての位置づけが弱くなっている
- 市民としては、レジャーとしてのプールではなく、健康や体力の増進・維持のためやストレス解消のためにスポーツを楽しむ施設としての「屋内プール」の要望が高くなっている
- プールだけでなく、フィットネス等も含めた多様な健康づくりの場を求めている

【課題】

- レジャープールから健康づくりのプールへの機能転換
- シーズン型から通年型のプール施設への更新
- 市民のため、市民の求めるプール施設への更新
- 他の健康づくりに供するスポーツ施設との一体的施設化による魅力、利便性、利用機会の向上
- プールを通じて小さな時期からスポーツに親しむ環境づくり
- アクアビクス教室の開催などのソフト面の充実や利用向上への取り組み強化



\*21



\*21



\*22